

## 平成 2 1 年第 2 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 2 1 年 3 月 3 日 ( 火曜日 ) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
( 議会運営委員長報告・質疑 )
- 日程第 3 選挙第 1 号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について  
( 選挙 )
- 日程第 4 選挙第 2 号 那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙について  
( 選挙 )
- 日程第 5 同意第 1 号 那須塩原市監査委員の選任について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 6 同意第 2 号 那須塩原市公平委員会委員の選任について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 7 同意第 3 号 那須塩原市教育委員会委員の任命について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 8 同意第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 9 報告第 3 号 専決処分の報告について〔 損害賠償の額の決定及び和解 〕  
( 報告 )
- 日程第 1 0 報告第 4 号 専決処分の報告について〔 和解 〕  
( 報告 )
- 日程第 1 1 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
( 報告 )
- 日程第 1 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計補正予算  
( 第 5 号 ) 〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 1 3 議案第 3 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計補正予算 ( 第 6 号 )  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 1 4 議案第 4 号 平成 2 0 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 1 5 議案第 5 号 平成 2 0 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 )

- (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第16 議案第6号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第17 議案第7号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第18 議案第8号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 議案第9号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第20 議案第10号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第21 議案第11号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第22 議案第12号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第23 議案第13号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第24 議案第42号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第25 議案第43号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第26 議案第44号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第27 議案第26号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
(提案説明)
- 日程第28 議案第27号 那須塩原市塩原温泉交流広場条例の制定について  
(提案説明)
- 日程第29 議案第28号 那須塩原市水道基金条例の制定について  
(提案説明)
- 日程第30 議案第29号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第31 議案第30号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について  
(提案説明)

- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 那須塩原市塩原もの語り館条例及び那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正  
について  
(提案説明)
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 那須塩原市統計調査条例の廃止について  
(提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 那須塩原市児童クラブ条例の廃止について  
(提案説明)
- 日程第 4 2 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 4 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度那須塩原市老人保健特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 5 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 6 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度那須塩原市介護保険特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 7 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 4 8 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算  
(提案説明)

- 日程第 4 9 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 5 0 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 5 1 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 5 2 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算  
(提案説明)
- 日程第 5 3 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度那須塩原市水道事業会計予算  
(提案説明)
- 日程第 5 4 議案第 4 1 号 財産の無償譲渡について  
(提案説明)
- 日程第 5 5 議案第 4 5 号 市道路線の認定について  
(提案説明)

出席議員（30名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（1名）

13番	渡邊穰君
-----	------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 長  
西那須野  
支所 長

田代哲夫君  
塩谷章雄君

農業委員会  
事務局 長

枝幸夫君  
印南叶君

本会議に出席した事務局職員

議事事務局長 織田哲徳  
議事調査係長 斎藤兼次  
議事調査係 高塩浩幸

議事課長 深堀博  
議事調査係 福田博昭  
議事調査係 佐藤吉将

開会 午前10時02分

#### 開会及び開議の宣告

議長（植木弘行君） おはようございます。

本日招集となりました平成21年第2回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙及び選挙管理委員及び同補充員の選挙並びに市長提出として51件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成21年第2回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

13番、渡邊穰君より欠席する旨の届け出があります。

#### 議事日程の報告

議長（植木弘行君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（植木弘行君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に、

14番 玉野 宏 君

15番 石川 英 男 君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（植木弘行君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） おはようございます。

本日、平成21年第2回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

那須塩原市長として2期目となる最初の議会でありますので、私の市政運営に当たりましての所信の一端と平成21年度当初予算及び主な事業につきまして、基本的な考え方を申し上げます。

私は、このたび市長選挙におきまして多くの市民の皆様方から力強く温かいご支援を賜り、無投票当選の栄に浴し、引き続き市政を担わせていただくことになりました。心から感謝を申し上げますとともに、改めてその職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。「初心忘るべからず」の言葉を肝に銘じ、これからの市政運営に当たりましてもこれまでと変わることなく、那須塩原市への熱い思いを持って、市民の立場から、市民と同じ目線で、公平・公正を心がけてまいります。また、これまでの新市としての基盤づくりから、安心と活力が実感できるまちづくりへと新たな進化を遂げ、「さらに住みよく」、「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指してまいります。市民の皆様並びに市議会議員の皆様方の一層のご支援、ご協力を心からお願いをします。

さて、私たちを取り巻く環境は、今、大きな変

革の時期を迎えております。本格的な人口減少の時代の到来や経済のグローバル化、高度情報通信社会の進展、地球規模での環境問題への対応など、市の力だけでは克服できない多くの課題が山積しております。そして、未曾有の世界的金融危機の影響を受けた100年に一度と言われる世界同時不況の真ただ中にあります。

このような厳しい状況下にあります。那須塩原市民には100年にわたる営々培ってきた開拓者精神があります。この精神を引き継ぎ、将来に向けて明確な目標を掲げ、市民と行政が知恵と力を合わせ、この時代の大きな変化を乗り越え、未来を切り開いていかなければなりません。

このため、私は2期目の市政運営に当たり、「市民と創る、協働のまちづくり」をテーマとし、6つの柱による公約を掲げさせていただきました。以下、皆様とお約束した内容と実現に向けた今後の取り組みについての基本的な考えを申し述べます。

初めに、第1の「人と自然が支えあうまちづくり」についてであります。那須塩原市は先人の知恵とまちを愛する人々の情熱によって築き上げられ、今日を迎えております。郷愁の源泉である山並みを背景に、水・緑・流れをこの美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土と人々の持つ優しさで守り育ててまいりました。多くの市民の皆さんが誇りと愛着を持っている、このふるさとの自然環境を次世代に引き継いでいくために、環境を守るための基金の創設や産業廃棄物対策の強化、ごみ減量・適正処理などに取り組んでまいります。

次に、第2の「笑顔で暮らせるまちづくり」についてであります。人が笑って暮らすためには、家族のきずなや人と人のきずなが大切です。また、子育てや介護などにおいても、地域で人と人が助

け合い、支え合う環境づくりがますます重要になってきています。こうした観点から、子育てから介護まで、だれもが安心して暮らせる地域福祉を推進するとともに、機動力のある保育園の構築、ファミリーサポートセンター事業の導入、放課後児童クラブの施設整備など、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組んでまいります。また、子供医療費の現物給付を小学校入学前まで拡大してまいります。

次に、第3の「未来へつなぐまちづくり」については、市民の皆さんが「さらに住みよく」、「住んでよかった」と実感できるまちづくりのために、都市基盤の充実を図ってまいります。具体的には、JR各駅周辺の整備を進め、県北の中心都市にふさわしい市街地拠点を構築していくとともに、雨水排水整備や水道危機管理対策、まちのバリアフリー化、市民生活に直結する基盤整備なども進めてまいります。

なお、これらのまちづくりを進めていくに当たっては、本市の貴重な資源である土地の調和ある活用が必要となってまいります。関係する土地利用計画や景観条例等の整備もあわせて行ってまいります。

第4の「夢をもって働けるまちづくり」では、地域産業の活力が那須塩原市の元気であり、間もなく開通する黒磯那須インターチェンジが地域産業の活力の源となることに大きな期待をしているところであります。景気後退による地域経済と雇用への打撃は深刻であります。地域の持つすぐれた資源を見直し、掘り起こし、磨き上げながら、農・観・商・工の異業種間連携を深め、地産地消や地域ブランドづくりを推進してまいります。また、いやしの心を持った観光の振興を図るとともに、夢を持って働ける産業の実現を目指し、にぎわい拠点の再生や「安定、安心、安全」な農業・



畜産業を確立してまいります。

第5の「学ぶ意欲と豊かなこころを育むまちづくり」であります。まずは最近頻発している地震等に対し、未来を担う子どもたちが安全に安心して学べる環境を整備していくことが最重要課題であると考えております。このため、危機管理対策として小中学校の校舎、体育館の耐震補強、耐震改築を優先して進めてまいります。

また、まちづくりは人づくりであります。こうした観点に立ち、児童生徒一人一人が個性を磨き、心豊かに成長できるような教育環境を整えていくとともに、市民の皆さんが生涯を通して学ぶことのできる環境づくりを進めてまいります。

最後に、第6の「ともに“にない”“たずさえ”あう協働のまちづくり」についてであります。まちづくりを織物の例えるならば、市民と行政は縦糸と横糸の関係にあるものと思います。縦糸も横糸も太ければ太いほうがよいし、糸の数も多ければ多いほど色や柄の豊かな織物が仕上がるものです。そして、織り手としての私の役割は、組織や制度が縦糸ならば、市民の声や市民目線という横糸で那須塩原市という織物をしっかりと織り上げていくことにあると考えております。このため、「みずから考え行動する」という自治の理念を、額に汗して実践していただいている人たちが地域をしっかりと支援してまいります。

また、近年、国の内外において大きな災害や痛ましい事件・事故が発生をいたしております。お年寄りから子どもまで、安全で安心できる暮らしの実現を目指し、地域の防災・防犯、消費者保護の向上に取り組むとともに、男女の個性や能力を生かせる地域社会を目指してまいります。

以上が2期目の市政運営に当たっての私の基本的な考え方でありました。

続いて、この基本的な考え方のもとで、平成21

年度に取り組んでいく事業について申し上げます。

なお、平成21年度の事業につきましては、那須塩原市第1次総合計画に基づいて計画してあるところでありますが、ただいま申し述べました私のマニフェストの項目に沿って、主な事業をご説明いたします。

初めに、「人と自然が支えあうまちづくり」についてであります。本年は熱回収施設でありリサイクル施設でもあります那須塩原のクリーンセンターが稼働します。ごみの分別の徹底やごみの減量化、資源化をさらに推進するため、指定ごみ袋管理事業や資源ごみ集団回収補助事業などを実施してまいります。

また、産業廃棄物処理施設の集中立地による環境破壊を防止するため、引き続きその立地規制等の方法について検討していくとともに、国・県に対する働きかけを強化してまいります。

さらに、水質検査や騒音調査などの公害防止事業や希少な動植物の保護対策事業を継続的に実施し、恵まれた自然と人の営みが調和したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「笑顔で暮らせるまちづくり」につきましては、市民のだれもが障害の有無にかかわらず地域の一員として安心して暮らせるよう、法定の障害福祉サービスに加え、地域生活支援や相談支援事業を実施し、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供してまいります。

また、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、妊婦一般健診助成回数の14回への拡大や放課後児童クラブの整備、認可保育園の建設助成を行うほか、平成22年度からの5カ年を計画期間とする次世代育成行動計画後期計画の策定などを進めてまいります。

さらに、がんの早期発見と早期治療を目的とした健康診査、肝炎ウイルスや骨粗鬆症の検診、生

活機能の低下を防止するための介護予防事業などを実施し、市民が笑顔で健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

「未来へつなぐまちづくり」では、安全で快適な都市基盤の充実を図るため、引き続き市街地拠点や道路、上下水道などの整備を行ってまいります。

具体的には、平成21年度で完了するJR西那須野駅西口広場や中央通りの整備のほか、都市計画道路3・4・1本郷通りなどの幹線道路の整備や将来の骨格道路としての（仮称）新南下中野線の測量・設計などにも着手をしております。

また、都市型水害の防止対策として、公共下水道雨水管渠敷設工事や清水川、蕪中川の整備工事を実施するほか、那珂川、蛇尾川の洪水ハザードマップを作成し、円滑かつ迅速な避難、浸水被害の防止に努めてまいります。

水道事業では、安心・安全な水の安定供給を続けるため、石綿セメント管や鋳鉄管の更新、配水池の増設などを実施するほか、管路情報システムの整備による危機管理体制の強化や事業統合による経営基盤の強化を図ります。

さらに、景観計画色彩ガイドラインの策定や土地利用計画の充実を図り、本市の美しい景観を次の世代に引き継いでいけるまちづくりを推進してまいります。

次に、「夢をもって働けるまちづくり」ではありますが、農業分野では、生産基盤の充実や作業の効率化に向けた農道や用排水路の整備を鍋掛地区や三本木・佐野地区、金沢地区などで実施するほか、畜産経営基盤の強化に向けた飼料畑の造成や畜舎や家畜排せつ物処理施設整備への助成、農業経営緊急安定対策資金利子補給などを行います。

商工業の振興では、西大和地区の市街地再開発事業や黒磯駅前の活性化事業により、中心市街地

のにぎわいの復活と創出に取り組むこととともに、極めて厳しい経済状況が続く中、中小企業融資預託事業などにより、中小企業の皆さんを支援してまいります。

観光の振興では、新たに板室地区の観光基盤整備事業に取り組むほか、上・中塩原地区の温泉配湯所整備や既存観光施設の充実を図り、良質のいやしやリフレッシュの場を提供できる観光地づくりを進めます。

また、本市の多様な産業間の連携を図り、地産地消や新たな製品の創出、地域ブランド化に向けた方策の研究検討を進めてまいります。

「学ぶ意欲と豊かな心を育むまちづくり」では、小中学校の耐震補強工事や改築工事、全教職員へのパソコンの配備を順次実施し、児童生徒が安全に安心して学べる環境の整備、効果的な学校教育の推進や個人情報の流出防止などを図ります。

また、市が独自に採用した教職員を30人以上の学級や特別支援学級などに配置し、きめ細かな指導を行うとともに、不登校の児童生徒に対しては、学校と宿泊体験館メープルなどが連携し、学校生活への復帰を支援してまいります。

さらに、那珂川河畔運動公園プールや青木サッカー場の整備、黒磯文化会館の音響設備改修などを実施するほか、伝統芸能の記録・保存事業や各種講座の充実を図り、市民が気軽に楽しめるスポーツ環境や生涯学習環境の整備に取り組みます。

「ともに“にない”“たずさえ”あう協働のまちづくり」につきましては、自治会や車座談議などの地域組織や21年度から設立の認証などの権限が移譲されるNPO法人などとの連携を図り、市民との協働によるまちづくりを推進してまいります。

また、住民票などの交付を2つの公民館で行うモデル事業の実施や地上デジタル放送の難視聴地

域解消に向けた施設整備、市民がインターネットを利用して公共施設を直接予約できるシステムの運用などに取り組みます。

さらに、防災情報や不審者情報などをメールで配信する緊急情報提供システムの構築や総合防災訓練の県との共同開催、ゆ～バスの低床・ノンステップ化など、市民の安全・安心の確保にも取り組んでまいります。

このほか、行財政改革のさらなる推進に向けた各種補助金の見直しや組織機構の改編、またさまざまな分野における男女共同参画の推進や消費生活相談体制の充実などを図り、市民のだれもが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

これらの事業の予算化に当たりましては、市民の要望や計画熟度を見きわめながら、事業の選択と集中、緊急課題への財源配分の重点化、行政運営の効率化を念頭に編成を行ってまいりました。

また、100年に一度と言われる深刻な経済状況の下で、切れ目なく迅速な経済対策、雇用対策を実施していくため、これらの事業の一部は3月の補正予算に前倒して計上いたしました。

事務事業の実施に当たりまして、最少の経費で最大の効果が上げられますよう、効率的な執行を推進してまいり所存であります。

今後とも議員各位と市民の皆さんのご理解を賜り、各般の施策が具現化できますことをお願いいたしまして、私の所信表明といたします。

最後に、3月定例会にご提案を申し上げます議案について申し上げます。

今回提案を申し上げます議案は、監査委員の選任のほか、公平委員会委員の選任、教育委員会委員の任命及び人権擁護委員候補者の推薦に関する人事案件が4件、平成21年度の当初予算案件が12件、平成20年度の補正予算案件が11件、条例の制

定及び一部改正案件が15件、一部事務組合の規約変更などの協議に関する案件が3件、財産の無償譲渡等、その他の案件が2件、専決処分の承認及び報告が4件の合計51件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

#### 発言の訂正

議長（植木弘行君） はい、どうぞ。

市長（栗川 仁君） 大変失礼をいたしました。訂正をお願いいたします。

「黒磯板室」インターと申し上げるべきところを「黒磯那須」と言ったということでございましたので、ご訂正をお願いいたします。

議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。

#### 会期の決定

議長（植木弘行君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

議会運営委員長（水戸 滋君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る2月24日午前10時より第4委員会室において、委員7名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日3月3日より3月23日までの21日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として、人事案件4件、当初予算案12件、補正予算案11件、条例案15件、その他の案件5件、専決処分の承認案件1件、報告3件の計51件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第1号から同意第4号の人事案件、議案第3号から議案第13号までの補正予算案件及び議案第42号から議案第44号のその他の案件並びに承認第1号の合わせて19件については、即決扱いといたします。

即決案件19件と報告3件を除く29件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加議案として、ゆ〜バス2台の購入に関する財産の取得についての案件が予定されます。その取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議会提出案件について申し上げます。

本定例会に提出される案件は、選挙第1号、第2号の2件であります。議案の取り扱いについてであります。これらについては開会初日の即決扱いといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

議会提出による追加議案として、那須塩原市議会委員会条例の一部改正についての提出が予定されます。その取り扱いについては、最終日即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数の制限はなく、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式により行うことといたします。また、質問時間は1会派50分以内といたします。

質問通告会派は5会派で、日程上、3月5日に4会派、6日に1会派といたします。

姿勢一般質問は、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式により行うことといたします。

質問通告者は15名であり、日程上、3月9日に5名、10日に2名、11日に4名、12日に4名の4日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

継続審査となっている陳情が2件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） きょうの日程12に入っております承認第1号 専決処分の承認を求めることについてですけれども、平成20年度那須塩原市の一般会計補正予算を専決処分しておりますけれども、これについての専決処分とすることについての理由をどのように議会運営委員会のところでは認識しておりますか、聞かせてください。

議長（植木弘行君） 20番、水戸滋君。

議会運営委員長（水戸 滋君） この承認についてでありますけれども、議会運営委員会に関しましては、その内容等については意見等は出ておりませんでした。

議長（植木弘行君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月23日までの21日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は、省略いたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議ありませんので、本定

例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

#### 選挙第1号

議長（植木弘行君） 次に、日程第3、選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員1名の任期満了に伴い、後期連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙第1号については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、議長において指名をいたします。

欠員となっております栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員1名については、市長、栗川仁氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました1名を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号については、ただいまの指名のとおり当選人と決定しましたので、告知いたします。

#### 選挙第2号

議長（植木弘行君） 次に、日程第4、選挙第2号 那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本件は、那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴い、地方自治法第182条の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、議長において指名をいたします。

那須塩原市選挙管理委員として、那須塩原市箕輪350 - 2、室井次男氏、那須塩原市鍋掛1087 - 772、金子啓子氏、那須塩原市下永田5丁目1356 - 11、鈴木克弘氏、那須塩原市中塩原261、君島一雄氏を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名を那須塩原市選挙管

理委員の当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が当選人と決定しました。

次に、那須塩原市選挙管理委員補充員の指名を行います。

那須塩原市選挙管理委員補充員として、那須塩原市関谷56 - 11、月江善夫氏、那須塩原市共壘社89 - 25、菊地和子氏、那須塩原市高砂町1 - 6、薄井正裕氏、那須塩原市三島2丁目14 - 27、松井光代氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名を当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が当選人と決定しました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名しましたとおりの順序としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、指名しました順序に決定しました。

なお、ただいまの当選人8名の方々につきましては、那須塩原市議会会議規則第32条第2項の規定により、文書をもって当選の告知をいたします。

同意第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第5、同意第1号 那須塩原市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第1号 那須塩原市監査委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページ。

那須塩原市監査委員のうち、識見を有する者から選任されております青山功委員が、平成21年3月23日をもって任期満了となります。つきましては、後任の監査委員として大場浩一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大場浩一氏は、栃木県職員として35年間勤務され、その間、栃木県総務部税務課長、宇都宮県税事務所長、矢板県税事務所長などを歴任しており、豊富な行政知識と経験に加え、人格、識見ともにご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号については、原案のとおり同意することによって異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

同意第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第6、同意第2号 那須塩原市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第2号 那須塩原市公平委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から4ページ。

本市の公平委員会の委員は、現在3名の委員が選任されておりますが、本年3月31日をもって任期満了となります。これに伴いまして、現委員であります鈴木俊幸氏、伊澤正之氏を再任し、今回の任意満了をもって退任いたします荒崎敏男氏の後任として、八木源一氏を新たに選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案を申し上げます3名のうち、鈴木俊幸氏につきましては旧黒磯市職員を、八木源一氏につきましては那須塩原市職員をそれぞれ退職されてお

りますが、行政経験の豊富な方々でございます。

また、伊澤正之氏につきましては、弁護士をされており、これまで栃木県弁護士会副会長、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長などを歴任しており、旧黒磯市においては情報公開の審査委員会委員も務められた方であります。

3名の方々はいずれも地方自治の本旨及び民主的、効率的な事務処理に理解があり、人格高潔であることから、公平委員会委員としてふさわしい方であると確信をいたしております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

同意第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第7、同意第3号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第3号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料5から7ページ。

本案は、那須塩原市教育委員会委員のうち3月23日をもって辞職される平山江佐夫氏の後任として金澤正邦氏を任命し、任期が満了する中嶋千春氏、井上敏和氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今日の学校教育は、いじめ、自殺、不登校問題、学力向上対策など多くの課題を抱え、また心の教育の推進に当たっても、学校、家庭、地域が一体となって推進していくことが求められております。

金澤正邦氏は、医師として地域医療に深くかわり、地域住民の疾病の予防や健康の維持増進のための活動を精力的に行い、地域の方々からの人望も厚く、学校医としても本市の児童生徒の心身の健康保持増進のため指導助言等を行い、学校保健全般に寄与されております。

中嶋千春氏は、昭和59年から教育関係の仕事に携わり、その間、本市においては心の教育相談員や適応指導教室「あすなる館」の教育ボランティアをされ、今の教育行政に何が必要かということをもっと感じられている方であります。

また、井上敏和氏は、教育者としての経験が豊富で、教育行政に対する見識も深く、教育長とし



での指導力を大いに発揮し、職員からも大変人望が厚い方であります。

いずれも方々も本市の教育行政を担っていただくにふさわしい方と考え、ご提案を申し上げるものであります。

なお、金澤正邦氏の任期につきましては、前任者の残任期間となります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

同意第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第8、同意第4

号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料8から10ページ。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、委員13名のうち3名の委員が平成21年6月30日をもって任期満了となりますので、このうち2名の方を再任し、1名の方を新たに推薦するものであります。

河原啓子氏は平成15年7月1日に、柳田章子氏につきましては平成18年7月1日に、それぞれ人権擁護委員として委嘱され、現在活躍中であります。

また、佐久間洋子委員の退任によりまして、今回、その後任として新たに推薦いたします常盤實氏につきましては、黒磯市及び那須塩原市職員として長く勤務され、昨年3月に退職し、現在、熊久保地区の行政連絡員並びに同地区の自治会長職にある方です。

いずれの方々も知識、経験とも豊富で、人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方です。候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第3号及び報告第4号の上  
程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第9、報告第3号 専決処分の報告について及び日程第10、報告第4号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号及び報告第4号の2件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 報告第3号及び報告第4号につきましては、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

議案書65から68ページ、議案資料はございません。

まず、報告第3号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、平成20年11月8日、那須塩原市石林地内の土地開発により、市に帰属した土地の立ち木による倒木事故に関し、隣接家屋等の損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市有地の立木の根が腐っていたため、強風で倒れ、相手方家屋の屋根及びベランダを損傷するとともに、所有する一輪車を全壊させたものであります。

本件事故に関する市から相手方への損害賠償額を72万8,385円とし、これを修繕先及び物品納入者に支払い、今後、この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第4号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、平成21年1月13日、株式会社足利銀行塩原支店の駐車場において発生した交通事故について和解したものであります。

事故の状況につきましては、駐車場が空くのを待って停止しておりました公用車に相手方車両がバックして衝突したものであります。

相手方は11万1,216円を市側車両の修理先に支払い、今後、本件に関していかなる事情が起ころうとも、双方決して異議の申し立てをしないことで和解いたしました。

以上、2件につきましてご報告を申し上げます。  
議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

報告第5号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第11、報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご報告を申し上げます。

議案書69ページです。

本件は、平成19年6月27日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすために、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されたことによるものでございます。

点検・評価に当たり客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する大学教授、小中学校教員退職者、生涯学習社会教育関係者3名の委員を委嘱しまして、意見聴取会を設置しました。本報告書は、4回の意見聴取により、総合計画の中の「豊かな心と文化を育むまちづくり」の5つの基本施策に基づき、平成19年度主な事務事業について、担当課による自己評価及び点検・評価委員による意見を記載し、基本施策ごとに委員による点検・評価をいただき、その結果を踏まえて、担当課による今後の方向性を記載したものでございます。

点検及び評価の主な事業の内容でございますが、生涯学習の推進につきまして、西那須野産業文化祭交付金事業につきましては、産業文化祭の意義

を再確認した上で、交付金そのものの意義を見直す必要があるとのことございました。

家庭教育支援事業につきましては、活動の意義を明らかにした上で、予算も含めオピニオンリーダーの後継者育成に努力すべきであるとのことございました。

公民館学級・教室・講座開催事業につきましては、諸事業の継続や有効性評価をめぐる再検討と同時に、コミュニティや自治公民館事業との具体的な共催・連携のあり方を早急に打ち出す必要があるとのことございました。

これらの事務事業について、今後の方向性として、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指し、市民のすぐれた知識・経験・能力を人的財産として生かし、ともに学び合うことのできる社会教育環境の構築を目指していくために、生涯学習に関する情報を総合的に収集・提供・発信できる拠点づくりを進めていきたいと考えております。

2の学校教育の充実につきまして、小中学校活動支援事業につきましては、補助金交付要綱の見直しも含めて、毎年度内容の検証を行い、各事業の見直し・改善・活性化に努めるようにとのことございました。

小学校学力向上連携推進事業及び中学校学力向上連携事業につきましては、各校の進捗状況や成果・課題を十分に把握し、指定校の絞り込みや新たな学力向上事業に取り組むべきであるとのことございました。

小中学校評議員事業については、学校長及び評議員の責任と役割を明確にした上で、その内容の検討を行うべきであるとのことございました。

これらの事務事業につきまして、今後の方向性として、小中学校活動支援事業において、学校における事業内容の工夫改善と経費削減

を図り、効果的な活用を行うようにしていきたいと考えております。

学力向上に向けた事業は、新たな課題に対する学力向上事業や実施方法において、研究指定校方式の導入を現在、検討しておるところでございます。

小中学校評議員事業は、事業報告を加えるなど設置要綱の改正により、よりよい学校経営に資するよう事業の改善・充実を進めます。

3の芸術・文化活動の振興につきましてでございますが、博物館教育普及事業につきましては、時間・人・予算の拡充が内容の充実及び博物館利用増につながる実施計画案の提示を検討すべきであるとのことございました。

文化振興事業、ふるさとの音楽家派遣事業等については、旧青木家那須別邸などの施設を拠点とした開催施設主導型の実施に向けて、より一層努力するようとのことでありました。

これら事務事業について、今後の方向性として、より豊かに生きるための芸術・文化に対するニーズが高まっているため、市民や文化団体への支援と文化の意識向上や文化環境の充実を図り、さらに次世代に継承できるよう、地域に根差した市民文化の創造を推進していく考えであります。

4の生涯スポーツの振興につきましてです。

スポーツ団体育成事業につきまして、スポーツ少年団と学校との共同・協力運用の具体的方策に取り組むべきであるとのことございました。

これら事務事業につきまして、今後の方向性として、市民が気軽にスポーツをいつでも、どこでも、いつまでも楽しめる生涯スポーツ社会を目指すために、多くの関係団体やボランティアの協力を得ながら、よりよいスポーツ振興事業を目指してまいりたいと考えております。

5番目の青少年健全育成についてでございます。少年指導員の巡回指導につきましては、少年指導員による安定的活動を無理なく継続するため、地域住民・関係機関・商業施設・興行場等との連携の方策について、さらに検討すべきであるとのことございました。

これらの事務事業につきまして、今後の方向性として、子どもの教育は家庭が基本であり、また青少年期は子どもから大人へと成長する過程で自己を確立し、社会性や自立心を身につける上で重要な時期であるため、子どもは地域の宝という観点から、地域全体で青少年が健全に成長していくための活動を推進していく考えでございます。

最後に、点検・評価委員であります宇都宮大学中村祐司教授による「報告書作りを振り返って」の中で、昨年12月25日から4回の点検・評価委員会を実施して、短期間での報告書づくりとなったわけではありますが、行政と委員会の両者による「協働作業」が実現し、これだけ短期間での報告書の完成を可能にしたというご意見をいただきました。

今後、毎年報告していくこととなりますが、ご指摘いただいた点検及び評価に基づく今後の方向性の遂行に全力で努力し、より一層良質の教育委員会事業を目指していく考えであります。

なお、委員各位におかれましては、現在、教育問題の難問が山積する中、教育行政に深いご理解をいただき感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上ご報告といたし、申し上げます。

議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前 1 1 時 1 2 分

議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第 1 号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第12、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 承認第 1 号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について、提案のご説明を申し上げます。

議案書64ページ、議案資料107から108ページ。

今回、専決処分をいたしました補正予算は、生活支援及び経済対策を目的としたものであり、1 つには、国からの定額給付金給付事務費補助金を受け入れ、給付事業の準備を進めるものであり、2 つ目は、子育て応援特別手当事務費交付金を受け準備を進めるもの、3 つ目は、市独自の緊急経済対策に伴う臨時職員の雇用に係る費用を追加したものであります。

歳入は、14款国庫支出金に 2 つの事務費交付金等で7,798万1,000円を追加し、歳出では、2 款総務費に定額給付金給付事業を円滑に実施するための事務費7,424万円を、3 款民生費には、同じく子育て応援特別手当事務費374万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

また、5 款労働費には、市独自で行う臨時職員

の雇用費用の220万2,000円を追加いたしますが、この財源は14款予備費を同額減額して対応するものであります。

このことで、平成20年度那須塩原市一般会計予算総額は461億6,361万9,000円となります。

なお、この補正は緊急を要することから、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

1 2 番（早乙女順子君） では、専決処分の内容のところ、労働費のところ、市独自の緊急経済対策に伴う臨時職員の雇用に係る予算を取り急ぎ追加したという部分のところは理解できるんですけども、そのほかの部分のところでちょっとわからないので、質疑いたします。

1月20日の総務省自治財政局財政課長内簡を受けて、同日開催の都道府県財政課長と市町村担当課長合同会議の資料を見ますと、子育て応援特別手当の支給開始は市町村において決定するとありますが、括弧書きで「可能な限り年度内支給開始を目指すもの」というふうにあるということで、年度内開始を目指してくださいと言われているのはわかります。ただし、定額給付金給付事業はそのような括弧書きはなくて、「市町村において決定することとする」というふうにあるだけなんです。

2月16日の全協で、定額給付金給付事業と子育て応援特別手当事務、両方の事務費ですね、市民の利便性と事務の効率化を考慮して事務を一本化して、専用窓口を2月下旬から設置して、3月下旬には申請書を審査して、交付決定、交付。口座振り込みだけですけれども、最短のスケジュール

が示されて、それだと3月末までに入るといふところですが、業者などとの協議は必要だといふようなたし書きは書いてあったと思います。

那須塩原市においては、申請をすぐにすれば、最短のスケジュールであれば、口座振り込みに関しても子育て応援特別手当の年度内支給、あわせて定額給付金の給付も年度内支給を可能としたといふふうに、この専決処分のことを考えると、そういうふうにしたのかなといふふうに思いますけれども、このような事務の一本化をするといふような方針をいつの時点でお決めになりましたか。それをまず聞かせてください。

それとあと、全協の場でお聞きしたんですけれども、DVの被害者が安全に受け取ることができる方法をちゃんと考えてくださいといふことで伝えてありますけれども、安全に受け取れる方法、何かありましたか。それも聞かせてください。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 定額給付金の事務とそれから子育て応援特別手当の事務を一本化しようといふことで、国のほうでも作業の中で共通するものがあるんで、なるべくといふような通知的なものはありますけれども、内部的に私どものほうとそれから子ども課のほうですか、保健福祉部のほうで打ち合わせをしまして、それぞれの事務の中で、一緒にやる場合、別々にやる場合、効率性とか費用等々の面でどうだろうといふことでやったわけなんですけれども、ともに支障がないと、こういふことで、それならば市民の皆様も1つの窓口のほうで今後についてもいいんじゃないかと、そういう結論に達しました。

その時期は、最終的には2月の初めにそういう方針を決定いたしまして、現在、準備を進めていると、こういふことであります。

それから、2点目のDVの関係ですけれども、先日の全協のときにも若干申し上げましたですけれども、なかなか国のほうの法律が伸び伸びになっていまして、2月1日の基準日をもうとうに過ぎているわけです。

そういう中で、これまでDVの関係のそれぞれの機関等については、国なり県なりからそれぞれのところへ2月1日前に通知等も行っていて、その中では、住民票等の取り扱いについては、前回まで申し上げてきたようなことできちんと対処するといふような通知も流れているようですけれども、その後、2月1日過ぎて現在まで来ているわけですが、その中で、じゃそういう手続的なものが済まないで、現実、今の時点で、何といふんですか、そういう住民票と実態が異なると、こういうものについて、果たして取り扱いはどうなんだろうといふことで、私どものほうも県を通して国に現在、問い合わせをしているところなんですけれども、国のほうも明快な答えが返ってきていないというのが実情です。

基本的には、2月1日現在での住所ですか、ここに給付をしていくということが原則で、その例外をなすものになるわけなんですけれども、現時点では明快な答えが来ていませんが、何らかの答えを国から引き出しながら対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） 補正予算書の第3表をちょっと見ましたら、繰越明許費の定額給付事業と子育て支援の部分のところの事務費の額が、専決処分した予算額の事務費と、わずかなんですけれども、定額給付金で6万4,000円ばかり、子育て応援特別手当で7万6,000円とわずかに違って、既に執行した金額ですけれども、具体的に

それぞれ何に執行していますか、それをまず聞かせてください。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 繰越明許費の額と若干の差異があるということなんですけれども、年度内に若干の事務費的な支払いを見込んだと、こういうことで、一つ一つこれだという積み上げ、ちょっと資料を持っていませんので、後ほどお知らせしたいと思います。申しわけありません。

議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） ということは、少し金額の違いがあったので、なぜかなと思って見ていたので、事務費の若干の支払いを見込んだということで、まだ実際には支払っている金額というのはないわけですか。そうすると、ちょっと不思議なんですよね。

なぜ不思議かという、国の財政課長内簡が1月20日に出されているんです。そして、そのところへ要綱がついているんです。定額給付金給付事業補助金交付要綱というものなんですけれども、そこにただし書きがありまして、平成21年1月20日現在のもの、今後変更があり得るもの、というただし書きがあるんです。

それで、市町村の財政担当者会議にいつ行かれましたか。資料によると、1月27日か……。合同会議に出たなら1月20日、県のほうのものに出たなら1月27日。そして、専決処分をしたのが1月30日なんです。3日間で専決処分の方針を決め、さっき一本化するということを決めたのが、2月初めに方針を決めたと言いながら、専決処分は1月30日にしているんです。それで、変更があるかもしれない、方針も決まっていない。何で専決……。先ほど議会を開催するいとまがなくということではなく、それ以前に何でこんなものの中で急いで専決処分すると。

専決処分ってやたらにできないものですよ。議会を開催しないで決めちゃうわけですから。それが1月20日に財政課長内簡が出て、その時点ではまだ不確かだ、断りが書いていて、県の市町村会議は、合同会議に出れば1月20日、県の市町村会議に出れば1月27日、3日しかなくて専決処分をやるという、その日付の流れが私はどうしても変なんです。

一応専決処分、実際に否決されたからといって、何ら変わりはないものですよ。予算執行できちゃいますから。でも、こういうやり方するのはいいのかなということ。

それで、市町村の財政担当者会議、最終的なこのことを決めていくものの説明会、出た会議はどちらに出席なさっていますか。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今、早乙女議員のほうから、るる会議等の開催それからお金の使途のお話がありましたですけれども、実際問題として、私どものほうで、この定額給付金の話題になってから、いろいろ国のほうから、去年の12月からもういろいろな文書が流れてきています。取り扱いのいろいろな倫理的なものもありますし、そういったお金の流れ的なものも去年の12月からいろいろ来ていまして、担当者の会議といいますが、いろいろ早乙女議員のほうでも日程等を言われていますけれども、これまで多分四、五回、去年の12月ごろから1月にかけて、ちょっと日にちを私は覚えていませんけれども、何度か担当者での打ち合わせ会的なものがありました。国とのやりとりは、国と県のほうで、1月だったですかね、ちょっと日にちはあれですけども、後ほどあれしますが、そういうことでありましたが、私どもの市町村との関係については、県のほうで国から聞いてきたものの説明会ということで、何度か招

集をされました。

そういう経過でありまして、その場が決定をす  
るとかしないとかって、これは国の問題ですので、  
そういうことではなくて、そういった事務的な進  
め方も含めて、国からはこういう指示を県のほう  
で受けてきたと、それについてはこうだと、そう  
いう説明会が何度か開かれたと、そういう経緯で  
あります。

そういう中で、専決処分を今回なぜ急いだと、  
こういうお話ですけれども、実は内簡そのものは、  
多分早乙女議員が言われる日付で出てはきていま  
すけれども、追っかけ……。前段として、その前  
にそういったもろもろの通知的なものは文書で県  
を経由して流れてきていまして、準備はどんどん  
進めてくれと、こういうことです。そういうこと  
ですので、私どもも必要となる経費、全協のとき  
に申しあげましたような経費をいろいろ積算をし、  
それと県の中で各市町村説明会があったと申し上  
げましたですけれども、委託作業そのものもでき  
る業者というのは限定されますんで、その辺の窓  
口とか単価的なものとか、もうどんどん話は詰ま  
っていまして、そういう中で1月28日ですか、定  
額給付金、子育てのほうも同じですけれども、事  
業費本体と事務費補助金は、これは区分けをして  
執行するんだということで、全協のときにも申し  
あげましたですけれども、事務費の補助金の交付  
要綱を1月28日に国のほうは施行をしたと、こう  
いうことですので、その財源は今、論議されてい  
る法案とは別に確保をされた。2次補正の予算  
の中で、それは財源は別なんだということで、1  
月28日に交付要綱が施行されましたんで、それ  
を受けて、私どものほうでは1月30日に今まで積み  
上げてきたものを専決処分という形で予算化をさ  
せていただきまして、実務的な委託事務といいま  
すか、ソフトの改修であるとかデータリストの作

成、こういったものに着手をして、那須塩原市の  
目標としては年度内に支給できるように作業を進  
めようと、こういうことでの経過の中で、今回、  
専決処分をさせていただいたと、こういうことで  
あります。

それから、先ほど繰越明許費と差異があるとい  
うことで申しあげましたが、それは電話を設置を  
しますんで、このお金ですね、こちらが若干年度  
内に支払いが出てくると、こういうことでの差異  
であったと、こういうことでご理解いただければ  
と思います。

以上です。

議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

31番（松原 勇君） ちょっと5款の労働費の  
ことですが、市独自の臨時職員の雇用、  
そしてまたそれに充てるのに予備費から充当した  
ということで、これについては理解をするもので  
ございます。

内容についてちょっとお尋ねをしておきたいと  
思うんですが、この臨時職員というのは何  
名であったのか、またその期間はいつまでだった  
のかということと、もう一つは、その臨時職員を  
配置した部署ですね、これらについてお聞かせい  
ただきたいと思います。

議長（植木弘行君） 産業観光部長。

産業観光部長（二ノ宮栄治君） 臨時雇用につき  
まして、2月16日から3月いっぱいまでというこ  
とで、これについては各部署、例えば環境関係の  
ごみ関係につきましては、4月から有料化される  
ということに伴います駆け込みでの処分といいま  
すか、持ち込みがふえるというようなことでの臨  
時の雇用と、それからいわゆる都市公園施設の清  
掃等、それからもう一つは、地籍調査事業の前段  
階の準備調査といたしましての境界ぐい等の確認、  
それから内部の事務関係の職に対する臨時という



ことで、合計13名募集いたしました。

現在のところ12名の方が採用になっております。このうち1名の方につきましては、民間でございますが、既に臨時雇用じゃなくて、正規雇用ということで就職が決まっております、そちらのほうに就職している方もございます。

以上でございます。

議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

31番（松原 勇君） 内容はわかりましたが、今こういうご時世でありますので、この緊急経済対策というのは今後各市として考えていくのかどうか、お伺いします。

議長（植木弘行君） 産業観光部長。

産業観光部長（二ノ宮栄治君） とりあえず本市につきましては、雇用関係については3月いっぱいまでということにしたわけでございますが、これにつきましては、実際は国の緊急雇用関係が動き出すのは新年度からということが予想されますので、それまでのつなぎということで、新年度におきましては国の緊急雇用等を積極的に活用した中で対策を実施していきたいと、このように考えてございます。

議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

5番（高久好一君） 即決で決まってしまうということなんで、ちょっと伺っておきます。

私のほうは地域活性化・生活対策交付金2億4,000万、こっこのほうのことなんですけど、内容を見てみますと、学校耐震化……。

〔「ない」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） ないですか。

発言の取り消し

議長（植木弘行君） 高久議員に申し上げます。

20年度的那須塩原市一般会計補正予算ですが、承認第1号についての質疑でございます。

5番（高久好一君） どうも失礼しました。

議長（植木弘行君） よろしいですね。

5番（高久好一君） はい。

議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） 答弁がございます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 先ほど早乙女議員からありました定額給付金等の関係の県のほうの会議の関係ですけれども、正式な文書で来ているものの会議ということでは、12月5日が第1回目の会議であります。平成20年12月5日です。これは私どものほうでは担当が出席をしております。このときには、主に内容はこの定額給付金の関係で、総務省から県が受けた説明等々についての話があったと、こういうことです。

それから、第2回目は2月9日であります。これにつきましても担当が出席をいたしております。このときにはより具体的になってきて、実際にお金を振り込む関係での金融機関等も出席をして、細かなやりとりをしたと。それから、データ等の作成業務ですね、委託業者等々のほうのスケジュール的な説明があったということで、それらの説明の後に、それぞれの市町村の意見交換というような場が設けられたと、こういうことであります。

そういうことで、会議的には正式には2回ということで。その間にも私どものほうで担当が県のほうへ出向いて、いろいろ打ち合わせしたりということが何度かあったと、こういうことでござい

ます。

以上です。

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

12番（早乙女順子君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）〕について討論いたします。

総務省自治財政局財政課長内簡が1月20日に出されていますけれども、定額給付金給付事業補助金交付要綱はその時点では案であった状態、そして1月28日付で要綱を施行し、そしてこれを受けて専決処分を1月20日にしたと先ほど答弁でありました。でも、1月20日に急いで専決処分をする理由が、先ほどのやりとりでわかりませんでした。一本化する、要するにそのときに子育て応援特別手当事務費と定額給付金給付事務、それを一本化する方針は2月初めに決めているそうです。という答弁でした。最終的な担当者の会議も2月9日。

年度内支給を開始できても、この事業は事業が終了するのに6カ月ほどはかかります。そして、この後提案される補正では、繰越明許を設定しなくてはできない事業です。

先ほど執行した金額はわずか、電話を設置するためのものというだけでした。このようなことで急いで専決処分する必要があるのでしょうか。繰越明許費を設定しなくてはできない事業、事務費も3月補正で十分に審議してからでもよかったのではないのでしょうか。県内の他の市町村の幾つかを聞きましてところ、3月補正で事務費も一緒に

提案されています。

先ほど質疑の中で明らかになったことですが、国の法律が伸び伸びになっていたのに、DV被害者に安全に受け取れる方策を国に問い合わせているそうですが、まだ明快な回答がないままだと聞きます。DV被害者に対しても安全な支給ができないまま実施することになります。

このように、早く取り組んで早く実施すれば、何かメリットがあるかのように錯覚をしがちですが、DV被害者というより、DV加害者である夫が早く申請をすれば、DV被害者の手に渡らない状態もあります。課題の解決策を示さないまま、見切り発車をしたというふうに思います。

それと、今のような日程で、ほかの市町村を確認しましたところ 私が確認したところですので、県内すべてとは言いません 専決処分ですんなりに急いでいるところはありません。私は専決処分の乱用でないかなと考えております。迷走している定額給付金給付事業の内容が明快にならないうち、対策が明快にならないうちのこの専決処分は認められせん。

議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

〔18番 君島一郎君登壇〕

18番（君島一郎君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）〕に賛成するものであります。

この専決処分につきましては、定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、昨年、国の対応が発表され、1月28日の国の交付要綱に基づき、また基準日が2月1日となっているので、専決処分をされたものであり、市としては年度内できるだけ早いうちに市民に支給するため予算措置をされたものであります。

また、労働対策促進費については、経済対策と

して臨時職員を雇用するためのものであり、専決処分されたことは時宜を得た適切なものであり、賛成するものであります。

議員各位におかれましても、当専決処分においては賛同されますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（植木弘行君） ほかにないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第13、議案第3号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第3号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書5ページ、議案資料11から14ページ。

今回の補正は、国の補正予算に伴う対応で、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当事業の実施に係る費用並びに地域活性化・生活対策臨時

交付金事業として、平成21年度当初予算の前倒しを実施するに係る費用のほか、年度末を控え、事業費の過不足調整を行うものであります。

これらの主な内容は、まず歳入では、14款国庫支出金は、定額給付金給付事業費補助金、子育て応援特別手当事業費交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金などで20億9,883万2,000円を追加いたします。

次に、15款県支出金は補助対象事業費の決定に伴う増であり、また16款財産収入は分譲地の売払収入を、17款寄附金は、昨年10月から受け付けましたふるさと寄附金をそれぞれ計上したものであります。

さらに、20款諸収入は資源物等売払金などの計上で、21款市債は小中学校耐震改修事業などに対応した地方債の計上で、これらにより歳入全体は24億8,510万円の増額補正を行います。

これに対する歳出は、2款総務費では、定額給付金給付事業費に歳入同額を計上したほか、地上デジタル放送受信対策費などの前倒し計上などで18億2,160万7,000円を増額、3款民生費は、子育て応援特別手当事業費などを計上します。

また、4款衛生費では、産業廃棄物対策事業などで前倒し計上があるものの、広域ごみ処理対策費などの事業費決定に伴う減で、差し引き1億2,278万4,000円の減となります。

次に、6款農林水産業費は、事業費決定に伴う調整などで減額となり、8款土木費でも、生活道路舗装修繕などの前倒し計上があるものの、街路整備事業などの事業費決定に伴い、差し引きで減額計上となります。

このほか10款教育費では、小中学校耐震改修事業や文化会館修繕費などの計上で7億3,236万7,000円の増額補正を行います。

これらのことで歳出補正額は23億5,278万円と

なり、これを歳入補正額と比較いたしますと、歳入が1億3,232万円上回っているため、今後に備え、14款予備費に同額計上することで、歳出補正額を歳入補正同額とするものです。

これらにより、平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、486億4,871万9,000円となります。

また、今回3件の継続費変更設定及び32件の繰越明許費を設定させていただきました。

これらの補正の詳細につきましては、平成20年度3月補正一般会計予算執行計画書のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

5番、高久好一君。

5番（高久好一君） 先ほどはちょっと失礼しました。

この予算の中の地域活性化・生活対策交付金について伺います。

説明によると、幅広く使えると、こう理解していますが、市内の小さな業者、こうした業者が多数参加できるようにという考えで私はいたんですが、内容を見ると、学校の耐震化というところに中心に使われているように思われます。そういうことで、地域活性化と生活対策という観点から、そういった配慮はどのように行って予算を配置したんでしょうか。

議長（植木弘行君） 総務部長。

総務部長（千本木武則君） この地域活性化・生活対策臨時交付金は、いわば新しい制度であります。この制度の趣旨は、できるだけ幅広く、かつ市内の業者が受注できるものというふうな視点はまず当然1点持ちました。それからもう一つ、や

はり可及的速やかに行っていかななくてはならないもの、かつ財源があればいいというふうなもの。

例えば、それは学校の耐震化事業であります。これは急がなくてはならないということで入れました。例えばそれ以外に道路維持事業ということで予算化をしておりますが、こちらのほうは小さい修繕事業がたくさん出てまいります。それから、市営住宅の管理運営事業とか修繕費、こちらのほうも相当部分小さい事業が出てまいります。そういったものに関しては、十分配慮をして事業化を図ったつもりであります。

以上です。

議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） それでは、予算執行計画書の6ページからお伺いします。

2款総務費、1項9目の情報管理費（601事業）のところから、まず委託料の地上デジタル放送受信対策調査業務、こちらの対象地域を含めた内容をお伺いします。

その下の工事請負費、地上デジタル放送受信対策ということで、こちらについても工事の内容、詳細をお伺いいたします。

さらに、その下、1項12目交通対策費から地域バス運行事業費、負担金、補助及び交付金の地域バス運行事業費についてでありますけれども、こちらについての内容であります。地域バス、ゆ〜バスの収支内容を含めてご説明をいただきたいと思えます。並びに、当初の試算についてもあわせてご説明をお願いしたいと思います。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） それでは、1項9目の情報管理費の601事業につきまして、委託料と工事請負費、2本あるわけですけれども、その内容ということですので、ご説明申し上げます。

まず、委託料の関係ですけれども、これは地上

デジタル放送受信対策の調査業務ということで、難視聴が予想される地域の調査をするものであります。

この対象ですけれども、市内に共聴組合を結成されているところは、これまでの組合さらにはNHK等々との共同の中で、受信の状況については把握がされています。その共聴組合が結成されていない中で、今回、難視聴が予想される地域と、この地域を調査しようということで、具体的に申し上げますと、旧黒磯の鍋掛地域それから越堀地域、石田坂、赤沼それから鴨内の5地区、それと塩原地区で京町という地域があるんですけれども、関谷から上がりまして、塩原に行く途中のところなんですけれども、ここでも組合はないんですけれどもテレビの映りが悪いと、こういうことで、この6地区の調査を予定しています。

ここで電波状況を調査をして、その対策としての方策とそれから概算的な費用、この辺までを専門の業者に調査を委託して、地デジの対策に役立っていききたいと、こういう内容であります。

それから、その下の工事請負費ですけれども、こちらは2,551万5,000円です。こちらにつきましては、現在、共聴組合を結成されているところがおおむねその対策の方向性が出まして、大きく申し上げますと、塩原温泉地区のほうにつきましては、地域でのアンテナを立てての受信が難しいという結論と。それから、関谷地区の遅野沢地域についても、こちらはNHKの共聴でやっているんですけれども、組合を組んでいるんですが、こちらについてもアンテナ受信ポイントが見つからないと、こういうことであります。

そういうことでありますので、現在のところ、この辺がはっきりしているところなんですけれども、この対策として、市の公共ネットワークを結んでいるわけですけれども、これを活用して対策

を練ろうということで、具体的に申し上げますと、矢板中継局からのUHFの電波を受けるわけですが、これは西那須野支所で受けたいと考えています。ここがいわゆる受信設備ということになります。ここで受けたものを光変換いたしまして、塩原支所それから関谷地区については八ロープラザが会社の拠点になりますので、そちらへ引き込むと。

それから、黒磯地区につきましても、今後、鴨内地区等についても難視聴が予想されまして、今、説明会をしているところなんですけれども、こちらは方策的に、アンテナにするか、今申し上げている方法にするか、まだ結論は出ておりませんですけれども、それにも対応していけるようなことにしようということで、とりあえず黒磯地区、本庁舎を經由して鴨内なら鴨内へ行くようなことで、これは再送信の設備ということになりますけれども、こういうことで、西那須野支所庁舎で受けまして、それを光のネットに乗せて、それぞれの例えば塩原支所でしたら塩原支所まで光で送りまして、そこで最終的には送信設備を設け、そこまで各共聴組合等に電波をとりに来てもらうといいですか、こういう工事です。

そういうことの中で、今回、この3月補正の中でこの費用を計上させていただきまして、工期的には若干かかりますので、繰越明許を設定させていただきまして取り組んでいきたいと、このように考えている内容であります。

以上です。

議長（植木弘行君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 地域バスにつきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

補正に至った経過と現在の運行概況も含めて、少し説明をさせていただきます。

まず、今回、補正の1,091万9,000円という追加

の補正になりますが、当初では5,000万円を見込ませていただきました。と申しますのは、ゆ～バスというのは、平成19年10月から運行ということで、その赤字分の補てんをするということでお願いをしているわけですが、20年度の当初予算を組むときには、まだ経験値が非常に少なかったということで、想定をさせていただいて、5,000万というふうにしておりました。

ただし、当初の我々の試算では、5,000万の後半台だろうという想定はしておりましたが、この運行に当たりましては、業者の努力もお願いしたい。もちろん我々も努力をいたす。お客をふやしたり、経費の節減。

ですから、たくさん潤沢に補助金の枠をとっておくと、適当に運営しても、どうせ全部赤字は補てんされるんだから大丈夫だというふうな誤解を与えてはいかんということで、ある程度厳しい対応という形で、5,000万というふうにさせていただきました。

さて、それで運行を始めてきましたところ、利用者人員につきましては、明快な比較ができないのは、運行経路が前と変わっておりますので、年度、年度の比較はできませんけれども、単純比較では17%ほど利用人員がふえております。それは、ゆ～バス前の普通の市バスとゆ～バスが加わった部分とでありますので、単純には比較できないと思いますが、総計ではそのぐらいになっております。

それで、運行してきておりました、普通なら収支改善されていくわけですが、ご存じのとおり燃料費の高騰がありました。それから、今回補正で、その上の段にありますゆ～バスの更新というのは、黒磯地区を運行していますバスが100万kmを超えて、非常に故障が多くて、この修繕費が非常にかさんでおります。それ辺もありま

して、普通は21年度当初予算でとるのが本来だと思いますが、雇用対策といいますか、景気刺激でバスの発注をすれば市場のほうへ行きますので、それも含めて前倒しで、修繕費もかからないようにしようということで、早目に導入ということで、これも出ておるわけでございますけれども、そのような中で、今回補正をさせていただきました。

決算見込みを見ますと、JR側が4,487万円ほどの赤字決算見込み、それからやしおというのが黒磯側なのでございますが、これにつきましては1,604万9,000円、5,000万引きますと、差し引き1,091万9,000円という補正をさせていただいております。

黒磯・西那須間の横の連係がかなり利用を増しているわけですが、そちらはJRのほうの側がやっているということで、新規路線がそれが入っているものですから、こちらからかなり伸びてきてはおりますけれども、全体としては5,000万の中でおさまらなかったということでございます。

加えて、ゆ～バスの運行事業につきましては努力をしております、少し利用客自体も伸びているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

19番（関谷暢之君） 地デジへの調査に関して、もう1点だけ伺いたいと思うんですが、調査対象地域というものの選定に当たってはどのようにされたのかということです。

実際に検証したわけではないんですが、西那須野地域でも烏ヶ森のふもとあたりの住居地では、非常に入らないんだというような住民の声も聞いております。市内各所にそうした可能性もあるんだと思うんですが、その調査対象、調査にかける以前のその対象地域ということへの選定は

どのように行われたのでしょうか。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 話はちょっと前後しますが、今、議員お話の烏ヶ森のことも、私も承知はしているわけなんですけれども、そこはそこでまた対策を練っていきますけれども、今回この6ポイントということで大きくつかませていただいたのは、1つに矢板中継局からの電波のエリアというのがありまして、そのエリアから外れるところはもちろん難視聴になってくると、こういって、先ほど申し上げました鴨内地区と、こういうのが1つあります。

それから、もう一つ、これは前にも申し上げましたですけれども、国のほうで、机上の中で地形の状況といいますか、ロードマップをつくりまして、その中で先ほど申し上げました鍋掛地域といいますか、広くはそういうことになりますけれども、その地域で、先ほど申し上げました5つのところで難視聴が起きる可能性が大きいと、こういって、実はそのロードマップもあるんですが、事前に私どものほうの職員も簡易にアンテナを持ち歩きまして、ワンセグ等を使いながら状況の概要はつかまえてはいるんですけれども、そのエリアも広いものですから、その中で今度は具体的に絞り込みをして、難視聴対策が必要だということのある程度限定しながらその対策をとっていくと、こういって今回この調査事業費を上げさせていただいています。

そのほか点在するところは何力所かあると思いますんで、もちろん実際に見ている方から連絡を受けないとわからないということもあるんですけれども、そういうことにも配慮しながら今後、対応していきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

〔「終わりです」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（植木弘行君） ここで、12番、早乙女順子君から発言があります。

12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） 先ほどの討論の中で、専決処分をした日を「1月30日」と言うべきところを「1月20日」と言ったそうです。それを訂正願います。

議長（植木弘行君） 発言の訂正を許可します。

議長（植木弘行君） 質疑に入ります。

18番、君島一郎君。

18番（君島一郎君） 補正予算の中でお聞きしたいと思いますが、繰越明許費、これについてお伺いをしたいと思います。

先ほど提案理由の中で市長のほうの説明がございまして、今回の補正の大部分につきましては事業費の前倒しということで、この繰越明許費につきましても、かなりのものが今回の前倒しの補正によるものになっているかと思いますが、8款土

木費におきましては、市長の説明では、ある程度事業費の決定による増減であるというようなご説明があったかと思えます。それで、土木費の道路橋りょう費、河川費、都市計画費、この3点につきまして、道路橋りょう費につきましては相の川3号、それから道路舗装修繕工事、これにつきましては必要ございませんけれども、残りのものにつきまして、主な繰り越しの理由と発注繰り越しかどうかの区分をもう一度ご説明お願いしたいと思えます。

議長（植木弘行君） 建設部長。

建設部長（向井 明君） 道路橋りょう費のほうで5本ほどございますが、地方道路臨時特例交付金事業で4本、それから道整備交付金事業で1本、合計5本かと思えますが、これにつきましては、補償内容等におきまして、地権者の了承を得るのにちょっと不測の日数を要してしまったということで、補償費及びそれから工事費の繰り越しでございます。

あと、河川の雨水排水整備事業でございますが、これにつきましてもほかの工事との調整がちょっとおくれまして、その関係で工事費の繰り越しでございます。

それから、都市計画費でございますが、これにつきましても、那須北土地区画整理事業それからあと3・4・1本郷通りの道路改良事業、それから西那須野まちづくり交付金事業、西那須野市街地再開発事業、こういったものにつきまして、3・4・1の本郷通りで申し上げますと、JRの委託工事のおくれということで、これにつきましても9,340万円の工事費をJRの委託料から工事費のほうに組み替えまして、それをそっくり工事費の繰り越しでございます。

それから、西那須野まちづくり交付金事業におきましても、これも工事の事業の中で7本ほど工

事をやってございますが、そういったものの事業のおくれに伴いますものの繰り越しでございます。

それからあと、西那須野地区の市街地再開発事業につきましては、施設建築物の計画変更等によりまして、そういったことに不測の日数を要したということで、これにつきましても工事がおくれているということで、補助金等の継続ですね、繰り越し明許したということでございます。

西那須野地区市街地再開発事業につきましては、一応9月を目途に工事の完成を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

18番（君島一郎君） もう1点あわせてお聞きしていたんですが、発注繰り越しかどうかということについては、どの事業につきましてもちょっとご答弁がいただけなかったと思うんですが。

議長（植木弘行君） 建設部長。

建設部長（向井 明君） 申しわけございません。すべて発注繰り越しでございます。

議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

18番（君島一郎君） 道路橋りょう費それから河川費、これらにつきましては補償等のおくれとかいうことで、工事がおくれている部分につきましてはわかったんですが、3・4・1本郷通りと西那須野地区まちづくり交付金事業、これにつきましては、工事のおくれということでご答弁をいただいたわけですが、工事がおくれた理由というのは、これはどういう理由なんでしょうか。

発言の訂正

議長（植木弘行君） 建設部長。

建設部長（向井 明君） まず、1点ちょっと訂



正させていただきます。

今、すべて発注繰り越しということで申し上げましたが、3・4・1の本郷通り工事改良事業9,340万、これにつきましてはまだ未発注でございます。

建設部長(向井 明君) まちづくり交付金事業のおくれの理由でございますが、これにつきましては、駅西口広場等におきますペDESTリアンデッキとかそういったものの工事でございますけれども、こういったものにつきましては、鋼材の高騰によりまして一部入手が不可能だったということで、発注時期がおくれまして、繰り延べになってしまったということでございまして、その点でおくれているというような状況でございます。

市街地再開発でしたっけ。

〔「3・4・1のほうです」と言う人あり〕

建設部長(向井 明君) 3・4・1の本郷通りににつきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、JRのアンダー工事の委託につきましては、特殊工事ということもございまして、継続費を設定いたしまして、JR工事委託として平成18年度に4カ年の協定を結び進めてきたところでございます。東北線の山手線のほうでちょっと同じような工法で工事をしているところがございまして、そういったところと同じ工法で、そこに事故が発生してしまったということもございまして、通常ですと24時間のうち3から4時間程度の工事ができたところなんです、そういったことから、今度、安全の係数を高く見まして、実質的には1日に、24時間のうちに1.5時間ぐらいしかできない、そういったことがございまして、そういったことか

らの工事がおくれてしまったということでございます。

議長(植木弘行君) 18番、君島一郎君。

18番(君島一郎君) 西那須野まちづくり交付金事業につきましては、資材の高騰という形で発注がおくれたということでございましたが、発注がおくれるというのがわかった段階で、発注するのではなくて、継続費の設定ということは検討されたんでしょうか。それとも、なぜ設定をしないで繰り越しにしたんでしょうか。

〔「原則は3回だと思いますが」と言う人あり〕

18番(君島一郎君) 違う。1回目は答弁されていないということでお聞きしたわけです。

〔「答弁漏れがあった。それならわかる」と言う人あり〕

18番(君島一郎君) いかがですか。

議長(植木弘行君) 建設部長。

建設部長(向井 明君) 発注段階では、継続費の設定というものはちょっと考えていなかったということでございまして、そのほか地権者とかそういった関係の権利関係もございまして、そういった関係のおくれもありました。そういったことも含めまして、継続費の設定を考えていなかったということで、今回出したわけでございます。

議長(植木弘行君) 12番、早乙女順子君。

12番(早乙女順子君) では、まず給付金が決定すると、申請受給者が指定した口座への振り込みまたは現金による窓口での交付により定額給付金を給付するというふうにあるわけなんですけれども、この給付金、申請した受給者が指定した口座なら、どこの口座でもよいというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

その次に、地域活性化・生活対策臨時交付金、これは今年度限りというふうに解釈してよろしい

ですか。

急いで全部使うような予算を補正で組んだのか、それとも財政課長内簡では、この交付金の一部を基金に積み立てて、平成21年度に実施する地方単独事業の財源として活用できるようにする予定で、地域活性化等と。ここで「等」と使っているからなんですけれども、「地域活性化等に資する事業を積極的に実施すること」というふうにあります。が、交付金の充当先を見ますと、地域活性化に資する事業というよりも、その「等」の部分のような気がするんですけれども、表現が「地域活性化等に資する」ということなんで、どんな事業にも解釈するというふうにした結果、こうなったのか、このお金を何に使うかという検討の過程を聞かせてください。

実際に充当先を見ますと、公共事業でお金を使って地域を活性化するというよりも、公共事業でお金を使う、そういう発想以外にはないような気がしたものですから、その辺を詳しく聞かせてください。

あと、収入の中で資源物売払金が1,000万円と増になっていますけれども、これはどういう理由で増になったのか。

あと、今現在の資源物の中で、紙、ペットボトルそして缶、さまざまなものが資源化されて売られていると思うんですけれども、その辺のところの現在の状況をちょっと説明していただけないですか。

以上です。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 定額給付金の口座振替の関係での口座の金融機関ということなんでしようけれども、基本的にはすべてオーケーなんですけれども、ただ今ちょっと問題となっていますのは、課題として残っているのは、ゆうちょ銀行で

すね、こちらの口座が、例えば私ども指定金融機関を通して振り込みをしていくということになるんですけれども、現在もお客様が持っている例えば郵便局の総合口座なら総合口座のものが、直ちに即それが使えるというわけにはいかないというような事情もあります。それはそれで切り離してやればいいんですけれども、そうしますと、手続をとってから口座に振り込まれるまで、半月ないし1カ月ぐらい時間が必要だと、こういうことなんです。通常の指定金融機関を通してやったものについては、口座振り込みの処理ができて指定金融機関に渡せば、2日後には振り込みができるということで、そこに時間的な差が大きくありますんで、その辺をちょっと今、どういう取り扱いをするかと。ある意味PRというか、周知も兼ねて検討しているところです。

そういう状況で、基本的には金融機関どこの口座でもオーケーだと、こういう基本的な考え方で進めたいと思っています。

以上です。

議長（植木弘行君） 総務部長。

総務部長（千本木武則君） まず、地域活性化の交付金ですが、今年度限りかということですが、現在のところ今年度限りです。先のことについては決まっていません。

基金でという話がちょっとありましたけれども、栃木県で40億弱ほど来るよというふうな枠組みの中で、那須塩原市に2億4,291万9,000円というふうな枠が示されたわけです。今回、新年度で計画予定になっていたものなどを精査した結果、この2億4,291万9,000円の枠組みいっぱいについて国のほうに交付申請を出しました。したがって、基金で対応して、後から思いついた事業を入れるという作業をしなくて済むということで、これで満額の申請であります。

あと、この事業につきましては、基本的には公共事業を入れて、それもできるだけ身近な公共事業の中で地域を活性化するというふうな趣旨のものとなっておりますので、できるだけそのような趣旨に合うお金、事業について申し上げました。

先ほど学校の耐震で急を要する事業をぜひこれに充てたいというお話を申し上げましたが、もう一言、建築は大変すそ野が広い業種でありまして、ここにお金を投ずることによって、さらにまたさまざまな職域、職種のところに経済波及効果が生まれるというふう考えたものであります。

以上です。

議長（植木弘行君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからは、資源物等の売り払いの1,000万の歳入補正につきましてご説明をいたします。

この1,000万につきましては、黒磯の清掃センターが使っている資源物の売り払いが、当初見込みより年度途中まで……。後で申し上げますが、ご存じのように途中までは結構高く売れまして、例えば20年度の当初の鉄の場合は24円で見ておったところ、上半期は42円で売れました。アルミ缶につきましては108円でいたところ、176円で売れた。紙類につきましては、細かく分けるともう少しになりますが、一番多い新聞等につきましても、みんなこれはキロ単位ですが、13円で売れたというような形で、予定より入ってきました。

ついては、現在はどうなっているんだという話でございまして、これは本当に極端に暴落という形になりまして、若干お話し申し上げますが、例えば新聞紙につきましては、2月の頭の時点ではキロ6円程度、段ボールも6円ぐらい、雑誌も4円、それからアルミ缶などにつきましては、もう38円という単価も示されております。鉄類につきましても10円程度、ペットボトルにつきましては、

もうゼロと。瓶とかそういう関係はマイナスで、お金を足して引き取っていただくというような状況になっております。

以上でございます。

議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） 先ほど定額給付金の交付、振り込みのところ、申請者、受給者が指定した口座ならどこでもいいのかというような聞き方をしたものですから、どこの金融機関でもいいのかというふうにお答えをいただいちゃったんですけども、私はそういう聞き方じゃなくて、うちなんかは擬制世帯主ですので、今でも市のほうは、うちの夫のほうに市が請求したものを私の口座から引いているんです。そういうことを市は……。引くときには、どこへでも構わなく引くんです。指定したところに。

ですから、こういう振り込みのところでも、指定した名義。金融機関じゃなくて。金融機関は、ゆうちょ銀行は先ほど言ったように時間がかかりそうだからということで、一般の通常の銀行の口座だったとして、そのときに名義はどなたでも大丈夫かという部分のところ。だれでも。

ある意味、国保なんかは、私が持っていた口座で別世帯の身内のを引くの、おじの国保を引くのも、指定すればオーケーだったんです。ということで、我が家の中だけでも、引くほうは、市が引くときには、別にここで指定すれば、だれからのでもいいという感じで引いてくれていたものですから、振り込みのときも、指定すればだれの口座でもいいのかどうかという部分を聞かせてください。

それと、地域活性化等に資する事業の部分のところ、先ほど……。要するに、予算編成していて、緊急性のあるものを、満額そこを先に前倒しで使っちゃったというような解釈でよろしいんで

しょうか。乱暴な言い方かもしれませんが、要するに、来年度やろうと思っていた……。

どっちにしろ21年度に実施する地方単独事業の財源として活用できるようにというふうにも言っていますから、もともと予定していたものをそちらに回したということで、だったら、回したために浮いた財源で、何か助かったという事業って、復活したという事業ってありますか。聞かせてください。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 定額給付金の口座の関係で、大変申しわけございませんでした。

結論から言いますと、世帯の中であれば振り込みは可能だと。ただし、基本的には世帯主の口座へ振り込むということになっていまして、それ以外の場合、同じ世帯でも同意書をつけていただくと、こういう手続でそこへ振り込むと、こういうことでもあります。

ですから、通常あり得ないですけども、その世帯以外のそれはだめということで、世帯の中であれば、その中の構成員の口座に振り込むことはできると。ただし、世帯主以外は同意書をつけていただくと、こういうことになります。

以上です。

議長（植木弘行君） 総務部長。

総務部長（千本木武則君） 一言で言えば、特別ありません。13カ月予算というふうに見ていますんで、もともと新年度で組むべきものをこちらに充当して計画を組み上げ、予算を組み上げておりますんで、特別新しいものがそのためにできたという部分についてはございません。

議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

12番（早乙女順子君） では、指定した振り込み口座というのは、世帯の中のどなたかの口座であって、それでその場合は世帯主の同意書をとら

ないとだめということなんですかね。

私は、DVの被害者なんかでしたら、DVの被害者を支援している団体、大体そのシェルターに逃げ込んでいたりする場合がありますので、そのところの口座に振り込むことを本人が何らかの形ですれば大丈夫なのかとか。

あともう一つ、こんな国がばらまいたお金なんか使えるかというふうな言い方をしたときに、私なんかは栃木県にある特定非営利活動法人、要するにVネットとウイメンズハウスと青少年の自立支援の星の家、そういうところに直接指定して、我が家の世帯主がここへ指定しましたとって、それは我が家の口座でないということなので、もし世帯主がそういうことを承諾してもだめですか。完全にそれはだめですか。

そうすれば、手間をかけないで、一たんもらって、引き出してから、その給付金を使うつもりはないので、特定非営利活動法人などに寄附をしたいという人が結構いるんですけども、そういう人たちが直接そこに振り込んでしまうという、手間を省くというようなことを考えるのは、どういうことをとっても無理でしょうか。

議長（植木弘行君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 私どもがこれから行っていくのは給付をするという事務でありますんで、先ほど申し上げましたように、その世帯に届けると、こういう業務ですので、まず口座の部分は、そういうことは考えられません。

世帯の中での同意書をつけていただくというのは、そのとおりで、申請書の中に、1つの紙の中に同意の欄がありますんで、そこに署名と押印とをしてもらって、こういう簡便な同意書と、こういうことになりますけれども、そのような方法でやっていくということになります。

以上です。

議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 補正予算の執行計画書の中から3点ほどお尋ねいたします。

まず、3ページの歳入の部分ですが、一番下の不動産売払収入という報告の中に、分譲地の売り払いというような報告がありました。この分譲地であれば、場所がどこか、あるいは何区画そして面積、単価、これをお聞かせください。

2点目、6ページ、歳出の1項14日本庁管理費の中の文書管理費の中のファイリングシステムキャビネットが800万ほど減額になっておりますが、この理由とシステム化の進捗状況、これをお聞かせください。

3点目、10ページ、同じく歳出の2項1目清掃総務費の中の機械器具費、車両2台640万ほど計上になっておりますが、この車両は環境対策車、俗に言うエコ車などと表現されておりますが、そのような車両になっているか。

以上3点お聞かせください。

議長（植木弘行君） 建設部長。

建設部長（向井 明君） 不動産売払収入のほうでございますけれども、2地区ございまして、まず1点は関谷地内の区画整理地内の分譲地でございます。これが1区画380.56㎡で、平米単価は2万3,964円ということと、同じく関谷地内に保留地がございまして、つけ保留地ということで、10年分割でやったものがございまして、これが1区画ございまして、ちょうど本年が最後の年ということで、10分の10の納入がございまして、これが28万円。それからもう1件は、黒磯地区の新町の宅地分譲地がございまして、これが331.47㎡売れまして、3万5,100円で1,163万4,597円ということと、合計いたしまして2,103万3,000円ということとでございます。

議長（植木弘行君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 当方からは、産業廃棄物対策の車の2台の購入関係のご質問でございましたが、この件につきましては、予算書の7ページの繰越明許費に書いてあります4款の衛生費の清掃費、産業廃棄物対策に括弧書きで低公害車購入事業というふうに書いてございまして、当然環境のほうでかかるものですから。

ただし、悪路を走って四輪駆動で走っていかないと、山の中、川のほうと違って、こういろいろ走っていくものですから、一般でいう電気が絡んでいるというわけにもなかなかいかないかなということと、今、機種を選定等では調査中でございます。

以上でございます。

議長（植木弘行君） 総務部長。

総務部長（千本木武則君） ファイリングキャビネットそれからファイリングの経過ですが、ファイリングキャビネットは210台ほど調達いたしました。当初予算では7万6,000円ほどの単価を予想していたわけですが、結果といたしまして3万8,000円弱で納入することができました。したがって、800万ほど浮いてきたということと減額補正であります。

それから、ファイリングの進みぐあいですが、現在使っている現年度文書は全部ファイリングキャビネットの中におさまりました。今この後は、新年度を迎えて新しいフォルダーをつくらしたり、新規の文書管理に入っていくというふうな段取りで、ほぼ順調に進んできております。

以上です。

議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 環境課のほうの車両購入については了解しました。

それで、1点目の不動産売り払いの件についてですが、今回、売り払った価格というものは、当

初に計画した価格に対して当初計画の単価で売れたのか、それとも時世を反映して下がってきているか、その辺をお聞かせください。

それともう1点、総務部のほうなんです、キャビネットなんです、今のお答えですと、当初の予算の約半額で購入できたという大幅な減額です。これは金額にして800万程度なんですけれども、当初の見込み、見積もり、これをもう少し精査してやれば、例えば今回のように800万も減額できれば、この800万は当初違うほうの事業にも当てはめられるという。これはキャビネットにかかわらず、何でもそうなんです、今回はキャビネットについてですので、この800万をもっと有効に使えんんじゃないかというような考えを持つわけですが、その辺の当初の予算の見込みというんですか、これの立て方について、ご見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（植木弘行君） 建設部長。

建設部長（向井 明君） 当初の予算との差でございますが、当初の予算、当初の計画時点よりは時点修正をいたしまして、下げでございます。関谷地区等におきましては、現在が坪単価で約8万円、当時は10万円というふうに聞いております。それからあと、新町地区におきましては14万円という当初の設定でございましたが、現在は11万6,000円、そのような状況になってございます。

議長（植木弘行君） 総務部長。

総務部長（千本木武則君） 結果論で、こういうことは私自身も大変残念だと思いますけれども、予算化をするときには、このキャビネットは幾らで入れていただけますかというふうな、ある意味、何社か見積もりをとって、それで予算化を図ることになります。今回、文房具屋さんを中心に、具体的な数字はちょっと資料がないんであれ

ですけれども、実質入札8社レベルの入札を行っています。その結果、競争原理が働いてここまで落ちたということではありますが、そこまで落ちるということは、当初ちょっと想定していませんでした。この辺のところは、結果、残念だったなというふうには思っております。

議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号～議案第11号の上

程、説明、質疑、討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第14、議案第4号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第21、議案第11号 平成20年度那須塩原市墓地

事業特別会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第4号から議案第11号までの8件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第4号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書6ページ、議案資料15から16ページとなります。

今回の補正は、歳入歳出ともに年度末の経費の確定または確定見込みによる補正であります。

歳入では、3款国庫支出金で4,573万2,000円、4款療養給付費等交付金で5,945万9,000円をそれぞれ減額し、6款県支出金で1,083万5,000円、9款繰入金で1,095万3,000円を増額するとともに、11款諸収入に75歳以上の健診の後期高齢者医療広域連合からの受託料の269万4,000円を増額いたします。

歳出では、1款総務費に70歳から74歳の高齢被保険者の自己負担が来年度も1割に据え置かれたことから、高齢受給者証の発行に要する経費として156万3,000円を増額し、6款介護納付金では8,730万8,000円、7款共同事業拠出金では1億2,183万7,000円をそれぞれ減額いたします。

また、9款基金積立金に1億2,354万6,000円、11款諸支出金に332万7,000円を追加計上をいたします。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ126億9,860万9,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書7ページ、議案資料は17ページとなります。

今回の補正は、歳入では、2款繰入金に2,434万円、4款国庫支出金に後期高齢者医療の制度変更に伴うシステム改修のための補助金367万5,000円を増額し、一方の歳出では、1款総務費にシステム改修費367万5,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金に2,434万円を増額するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ6億3,507万8,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書8ページ、議案資料は18ページから19ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、決算を見込んだ事業費の過不足調整のほか、平成21年度の介護報酬引き上げに伴う保険料上昇分の軽減を図る基金の積み立てが主なものであります。

歳入では、3款国庫支出金において、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を合わせて5,031万8,000円を計上し、7款繰入金で一般会計繰入金のうち介護保険事務費繰入金を減額、地域支援事業繰入金を増額し、差し引き755万2,000円を計上するほか、新設する介護従事者処遇改善臨時特例基金から本年度事業分180万3,000円を繰り入れ、合わせて935万5,000円を計上いたします。

一方、歳出につきましては、1款総務費において、一般管理費のうち介護報酬及び介護保険料の改定に伴うシステム改修事業費を増額、第4期介護保険事業計画策定事業費を減額し、差し引き124万5,000円を計上するほか、認定調査事務費267万2,000円を減額、趣旨普及費180万3,000円を増額することで、差し引き37万6,000円を計上いたします。

さらに、5款基金積立金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金へ国からの交付金4,958万8,000円を計上いたします。

また、要介護になるおそれのある高齢者を健診により把握する特定高齢者把握事業費につきましては、3款地域支援事業費において医療機関での個別健診分124万4,000円を減額する一方、7款諸支出金では国民健康保険特別会計委託分受診者の増加により、国民健康保険特別会計繰出金1,095万3,000円を計上いたします。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ51億922万7,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

議案書9ページ、議案資料は20ページから21ページとなります。

今回の補正は、歳入につきましては、1款分担金及び負担金で受益者負担金の増額が見込まれるため1,311万円を増額し、4款繰入金で2,567万4,000円の減額、さらに7款市債で工事費の確定により公共下水道事業債、流域下水道事業債を1,000万円減額することで、歳入合計で2,256万4,000円を減額計上するものであります。

歳出につきましては、1款下水道管理費で受益者負担金前納報償金で249万1,000円、水処理センター費の光熱水費で520万円を増額する一方、委

託料で使用料徴収賦課業務委託料確定により124万2,000円、水処理センター維持管理業務委託料の設計額と契約額の差により350万円を減額し、合計で294万9,000円増額いたします。

2款下水道建設費では、区画整理事業合併施工分負担金及び水道管移設補償費の減により524万円の減額、さらに3款流域下水道費で、建設負担金が確定したことで527万3,000円を減額し、4款公債費においては、元利償還前倒しによる償還元金の増額があるものの、利子の減額により差し引き1,500万円の減額となり、歳出合計では2,256万4,000円を減額計上するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ55億8,861万9,000円とするものであります。

また、西那須野地区の浸水対策公共下水道事業の一部において、用地取得に不測の日数を要したことにより工事着工がおくれたため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第8号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書は10ページ、議案資料は22ページとなります。

今回の補正は、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では受益者負担金で87万8,000円の減額、3款繰入金では1,007万1,000円の減額、さらに5款諸収入において管敷設補償金で540万円の減額となることで、歳入合計では1,634万9,000円を減額計上をいたします。

歳出につきましては、1款管理費において消費税、光熱水費で67万9,000円を増額する一方、使用料徴収業務委託費、污泥処分費、さらには国道400号バイパス整備に伴う配水管の敷設がえ工事費で合わせて1,702万8,000円の減額となることで、歳出合計で1,634万9,000円を減額計上をいたしま



す。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億164万1,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書11ページ、議案資料は23ページとなります。

今回の補正は、歳入では、1款事業収入で保留地処分において当初計上額が見込めないため435万1,000円を減額し、2款繰入金で、一般会計からの繰入金として298万2,000円を増額計上するものであります。

一方の歳出では、公債費償還金利子の額が確定したことに伴い、1款公債費で136万9,000円を減額計上するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ8,646万6,000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書12ページ、議案資料は24ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、決算を見込んだ事業費の過不足の調整を行うものであります。

歳入については、2款事業収入に290万6,000円を増額する一方、4款繰入金で温泉事業建設費の快適に伴い2,275万7,000円を減額するものであります。

一方の歳出では、1款温泉事業管理費の総務管理費で消費税中間納付分として公課費に100万円、施設管理費で施設等の修繕料で190万6,000円を増額するものであります。

また、2款温泉事業建設費で工事費の確定により工事請負費を2,275万7,000円減額し、補正後の

予算総額を歳入歳出それぞれ9,362万6,000円とするものであります。

なお、温泉事業建設費で事業の年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第11号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書13ページ、議案資料は25ページとなります。

今回の補正は、歳入については、1款霊園墓地事業収入で使用料の増収分844万円を増額し、歳出については、1款霊園墓地事業費の一般会計繰出金に使用料の増収分844万円を計上するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,653万円とするものであります。

以上8件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(植木弘行君) 説明が終わりました。

質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(植木弘行君) 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(植木弘行君) 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(植木弘行君) 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号から議案第11号までの8件について

は、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8件については、原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第13号  
の上程、説明、質疑、討論、採  
決

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第22、議案第12号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第23、議案第13号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第12号及び議案第13号の2件につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、議案第12号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書14ページ、議案資料26ページ。

今回の補正は、歳入では、2款水道事業収入で水道使用量減少により168万5,000円の減額、4款繰入金では、地方債償還元金及び利子の確定に伴

い基金繰入金で636万5,000円の増額、一般会計繰入金で149万4,000円の減額となることで、差し引き487万1,000円の増額、5款諸収入は消費税及び地方消費税の還付に伴い423万4,000円の増額、また6款市債では、事業費の確定に伴い簡易水道事業債3,140万円を減額いたします。

一方の歳出では、1款水道事業費で業務委託料の確定に伴い委託料220万4,000円を減額、また配水管布設替工事費等の確定に伴い工事請負費1,962万5,000円を減額いたします。

さらに、3款公債費では、償還利子の確定に伴い地方債利子償還金215万1,000円を減額することで、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,614万3,000円とするものであります。

次に、議案第13号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書15ページ、議案資料27から28ページ。

今回の補正は、収益的収入において、2項営業外収益で企業債償還利息の額の確定に伴い他会計補助金126万8,000円を減額、業務委託料の額の確定に伴い雑収益を127万円減額し、補正後の予定額を24億9,641万6,000円とするものであります。

収益的支出においては、1項営業費用で業務委託料の額の確定に伴い原水及び浄水費1,450万円を減額、業務委託料の額の確定に伴い配水及び給水費1,248万円を減額、印刷製本費、業務委託料の精査に伴い総係費568万7,000円を減額、また2項営業外費用では、企業債償還利子の額の確定に伴い支払利息及び企業債取扱諸費4,355万2,000円を減額し、補正後の予定額を22億8,989万円とするものであります。

資本的収入において、1項企業債で事業費の確定に伴い1億9,400万円を減額し、3項負担金で湯宮・鳴内地内周辺整備事業費の精査に伴い

2,155万1,000円を減額、4項補償金で下水道工事関連布設替事業費の額の確定に伴い300万円を減額、7項一般会計補助金で企業債償還元金の額の確定に伴い35万8,000円を増額し、補正後の予定額を19億3,405万2,000円とするものであります。

一方、資本的支出においては、1項建設改良費で業務委託料の額の確定及び工事費の精査に伴い浄水設備費6,230万円を減額、1老朽管更新等による工事費の精査に伴い配水設備拡張費1億1,210万円を減額、また4項企業債償還元金で元金償還額の確定に伴い1728万3,000円を増額することにより、補正後の予定額を30億315万3,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんするものです。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号及び議案第13号の2件については、

原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号の2件は、原案のとおり可決されました。

議案第42号及び議案第43号

の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第24、議案第42号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第25、議案第43号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号及び議案第43号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 議案第42号及び議案第43号の2件につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第42号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について申し上げます。

議案書59ページ、議案資料97から98ページとなります。

本案は、平成21年3月23日に二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する廃置分合が行われるこ

とに伴い、平成21年3月22日をもって栃木県市町村総合事務組合から二宮町を脱退させ、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議案第43号 二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について申し上げます。

議案書60から61ページ、議案資料はございません。

本案は、真岡市と二宮町の廃置分合に伴い、同町が平成21年3月22日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、同組合の共同処理する事務のうち栃木県市町村総合事務組合規約第4条第4号に規定する事務に関する財産処分について関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号及び議案第43号の2件については、

原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号及び議案第43号の2件については、原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（植木弘行君） 次に、日程第26、議案第44号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第44号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書62ページ、議案資料は99ページとなります。

本案は、平成21年3月23日に二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する廃置分合に伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号～議案第28号の

上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第27、議案第26号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてから日程第29、議案第28号 那須塩原市水道基金条例の制定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第28号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第26号から議案第28号までの3件につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、議案第26号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について申し上げます。

議案書28ページ及び29ページ、議案資料はございません。

本案は、介護報酬の引き上げに伴う介護保険料の上昇分を軽減するための基金条例を制定するものであります。

国は介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度より介護報酬の引き上げを行いますが、これに伴い第1号被保険者である65歳以上の高齢者の介護保険料の上昇分を軽減するため、国から市町村へ介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されますので、当該交付金で基金を設置し、適正な管理運営を行うものであります。

次に、議案第27号 塩原温泉交流広場条例の制定について申し上げます。

議案書30から32ページ、議案資料はございません。

本案は、塩原温泉の求心力のある中心温泉街を形成するため、滞留と交流の拠点として整備した塩原温泉交流広場を平成21年4月から供用開始するため、その施設の設置と管理運営について条例を制定するものであります。

次に、議案第28号 那須塩原市水道基金条例の

制定について申し上げます。

議案書33から34ページ、議案資料はございません。

本案は、板室温泉簡易水道事業及び西塩簡易水道事業の財源に充てるため設置しているそれぞれの基金について、新水道事業創設後も引き続き両簡易水道事業の区域における水道施設整備に充てる財源として活用するため、それぞれ新たな基金に移行するもので、現行の基金条例を廃止し、新たに基金条例を制定するものです。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第29号～議案第34号の

##### 上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第30、議案第29号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第35、議案第34号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正についてまでの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第34号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 議案第29号から議案第34号までの6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第29号 那須塩原市個人情報保護条

例の一部改正について申し上げます。

議案書35ページ、議案資料68ページとなります。

本案は、統計法が全部改正されることに伴い、適用除外に関する条項について、必要な表現の変更を行うものであります。

次に、議案第30号 那須塩原市職員定数条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書36ページ、議案資料69ページ。

現在の職員定数は、那須塩原市定員適正化計画の策定や那須塩原市行財政改革大綱に基づく集中行財政改革プランにおける職員定数の適正化を踏まえた適切な定員管理の実施と組織のスリム化を目指した組織機構改革に伴う職員数の削減にあわせ、平成20年4月1日に見直しを行ったところであります。

このような中、平成21年4月の水道事業の統合により職員数の見直しが必要となり、また市長部局及び教育委員会の職員数は業務委託等により減少する見通しであり、さらに今後も定員適正化計画の見直しにより、全体的には職員数の削減が見込まれます。これらのことから、職員定数条例の見直しを実施するものであります。

次に、議案第31号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書37ページ、議案資料70から71ページ。

本案は、政策金融改革による公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関連条文の削除及び平成16年5月21日に成立した裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行により、裁判員として市職員が出頭する場合の休暇制度を創設するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について申し上げます。

議案書38から39ページ、議案資料72から73ページとなります。

本案は、本市の議会議員、市長等特別職及び一般職の職員等が公務のために旅行をした場合に支給される旅費日当を廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について申し上げます。

議案書40から44ページ、議案資料74から79ページ。

本案は、学校法人仙台育英学園から無償譲渡されました那須研修センターを体育施設として市民に開放するため、名称を那須塩原市青木サッカー場とし、体育館の利用時間、使用料について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

また、くろいそ運動場の弓道場につきましては、平成20年2月の強風による被害を受けて使用不能となり、建物を解体したため、体育施設から削除するものであります。

次に、議案第34号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正について申し上げます。

議案書45ページ、議案資料80から81ページ。

本案は、塩原B & G海洋センターのプールについて、祝日が休館日となっているため、他の市体育施設と同様に祝日を開館とすることにより、市民の利便性と利用者の増加等、地域スポーツの振興を図ることを目的として、条例の一部を改正するものであります。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

議案第35号～議案第38号の

上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、議案第35号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてから日程第39、議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第38号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第35号から議案第38号までの4件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第35号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

議案書46ページから49ページ、議案資料82ページから85ページとなります。

本案は、団塊の世代が65歳以上になる平成26年度を目標年次として策定された第3期介護保険事業計画の実績を踏まえた第4期計画に基づいて、本市が行う介護保険事業運営上必要となる第1号被保険者である65歳以上の高齢者の保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

保険料率設定に当たりましては、介護保険運営協議会の答申に基づき、平成21年度から23年度までの3年間における介護保険財政の均衡を勘案してありますが、第4期におきましては、介護報酬の引き上げ、第1号被保険者負担割合の上昇等、幾つかの保険料上昇の要因があります。

本市においては、国庫を財源とする介護従事者処遇改善臨時特例基金のほか、市の介護保険財政調整基金の取り崩しを行うことにより、可能な限

り保険料の上昇を抑えるとともに、低所得者の負担軽減を図り、全体として所得に応じたきめ細やかな保険料率を設定するものであります。

次に、議案第36号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書50ページ、議案資料は86ページとなります。

母子は、遺児手当の支給対象外とする児童について、小規模住居型児童養育事業に委託されている児童を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

現在、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親に委託されている児童は、国基準の委託費が支給されるため遺児手当の支給対象外としております。児童福祉法の一部が改正され、新たに同規定に小規模住居型児童養育事業者への委託が加わるため、里親同様、遺児手当の支給対象外とするための改正を行うものであります。

次に、議案第37号 那須塩原市塩原もの語り館条例及び那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正について申し上げます。

議案書51から52ページ、議案資料87から89ページとなります。

本案は、平成20年度に実施した原価計算に基づく使用料、手数料の見直しに伴い、使用料、手数料の統一基準に合わせ、塩原温泉家族村使用料の一部と塩原もの語り館使用料の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書53ページから55ページ、議案資料90から95ページとなります。

本案は、戸籍関係の手数料について免除規定の表現を包括的なものに改め、また平成21年度に栃木県知事から屋外広告物の許可に関する事務の権

限が移譲されることに伴い、屋外広告物等の設置の許可または変更の許可に係る申請手数料について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

以上4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第39号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第40、議案第39号 那須塩原市統計調査条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 議案第39号 那須塩原市統計調査条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書56ページ、議案資料はございません。

本案は、統計法が全面的に改正されたことを受け、那須塩原市統計調査条例の廃止について提案するものであります。

改正された統計法では、統計調査における被調査者の負担を軽減するため、国の統計調査が体系的・効率的に整理統合され、充実されるとともに、その統計データを有効利用できる仕組みに整備されました。この改正の趣旨を踏まえ、那須塩原市統計調査条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



議案第40号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第41、議案第40号 那須塩原市児童クラブ条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第40号 那須塩原市児童クラブ条例を廃止する条例について、提案のご説明を申し上げます。

議案書57ページ、議案資料はございません。

本案は、公設公営方式で運営している西那須野地区、塩原地区の放課後児童クラブの運営形態を公設民営方式に移行し、黒磯地区の運営形態と統一するため、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

議案第14号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第42、議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

議案書16ページ、議案資料29ページから47ページ。

まず、平成21年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方を申し上げます。

昨年秋以降、世界の金融資本市場は100年に一

度と言われる危機に陥り、世界経済は急速に悪化しています。この影響で国内経済も停滞し、企業業績悪化から雇用情勢にも大きな影響を及ぼし、個人消費の落ち込みなど、景気後退局面が長引くものと予測をしております。

このため、本市では緊急経済対策として雇用創出事業等に取り組んでおり、平成20年度3月補正において、国の生活対策臨時交付金を受けて、小中学校耐震改修や地上デジタルテレビ放送受信対策など、地域活性化・生活対策に関連する事業費を前倒し計上するなど、平成21年度に向け、切れ目なく迅速な経済対策・雇用対策を実施していく考えであります。

また、平成21年度は那須塩原クリーンセンターや市街地再開発施設などが供用開始するほか、西那須野地区まちづくり交付金事業などのプロジェクトが完了する一方で、国の生活防衛のための緊急対策や学校施設等の耐震化、テレビ地上デジタル放送難視聴対策など、市民生活に不可欠で避けて通ることのできない喫緊の課題に対し、速やかにかつ的確な対応が求められております。

平成21年度の予算編成に当たっては、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえつつ、3年目となる総合計画を着実に実施するため、直面する課題に財源配分を重点化するとともに、行政運営の効率化を強く推進することが重要であります。

このため、枠配分方式のさらなる拡大や行財政改革プランを確実に実施し、自主財源の確保や経費の無駄ゼロに取り組むことにより、予算の効果的配分と効率的な執行を推進し、健全財政を維持しつつ、新たな市民ニーズや状況の変化に的確にかつ柔軟に対応できる行政経営を目指し、予算編成を行ったものであります。

これらを踏まえ策定しました平成21年度一般会計当初予算額は、平成20年度当初予算と比べ、率

で12.5%、金額では56億6,000万円減の394億9,000万円であります。

減額となった主な要因は、那須塩原クリーンセンターの完成に伴うなどの衛生費及び西那須野地区市街地再開発事業の終了に伴うなどの土木費の減少のほか、平成20年度3月補正予算に小中学校耐震改修費等を前倒し計上したことによるものです。

これら当初予算の詳細につきましては、平成21年度一般会計予算執行計画書及び議案資料のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第15号～議案第21号の

##### 上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第43、議案第15号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算から日程第49、議案第21号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算までの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第15号から議案第21号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第15号 平成21年度那須塩原市国民

健康保険特別会計予算について申し上げます。

議案書17ページ、議案資料48ページから49ページとなります。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える制度として大きな役割を果たし、地域住民の医療の確保と健康の増進に大きく寄与してきたところであります。

しかしながら、国民健康保険の置かれている現状は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化及び医療技術の高度化等により、医療給付費は増加傾向にあるにもかかわらず、低所得者の増加による国保税の収納率の低下など、多くの困難な課題を構造的に抱えております。加えて、昨年末の景気の急激な後退と雇用情勢の悪化は、ますます国民健康保険の財政を圧迫する原因になるのではと危惧されます。

こうした中で、平成21年度予算は、昨年の大幅な制度改正を十分に精査し、適正な保険給付を勘案して編成したものであります。

まず、歳入については、1款国民健康保険税に41億6,006万5,000円を計上いたします。

次に、3款国庫支出金は30億5,987万9,000円を計上し、4款療養給付費等交付金には、昨年度から退職者保険制度が原則廃止され、経過措置として65歳未満の退職被保険者のみとなっているため、前年度比で80.3%減の1億2,205万5,000円を計上いたします。

また、5款前期高齢者交付金には12億2,800万円を計上いたしますが、これは65歳以上74歳未満の方々は国民健康保険の一般被保険者となりますが、これでは国民健康保険の負担が大幅に増加してまいりますので、前期高齢者の加入率によって、各保険間での財政負担の均衡を保つため交付されるものであります。

次に、6款県支出金は3億9,082万6,000円を計

上し、また7款共同事業交付金に12億9,411万6,000円を計上いたします。

このほか9款繰入金には、一般会計繰り入れ6億6,743万6,000円、財政調整基金繰り入れ7億6,491万2,000円など、合わせて14億3,234万8,000円を計上いたします。

一方、歳出につきましては、予算総額の62.6%を占める2款保険給付費に、前年度比で4.0%減の74億7,833万1,000円を計上いたします。

また、後期高齢者医療制度に対する支援金として、3款後期高齢者支援金等に15億5,344万4,000円を計上し、5款老人保健拠出金には、昨年度に老人保健制度が廃止され、年度おくれ分の老人医療費のみの負担となることから、前年度に比べ大幅に減額し、2,644万5,000円を計上いたしました。

このほか主な経費といたしましては、6款介護納付金に7億491万1,000円を、7款共同事業拠出金には14億834万円を、また8款保健事業費には1億3,961万6,000円をそれぞれ計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比5.7%減の117億3,587万7,000円となります。

平成21年度当初予算は、収納率の向上を最大の目標とし、財源の確保はもとより、医療費の適正化の推進など、歳出の抑制にも努めてまいります。

次に、議案第16号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計予算について申し上げます。

議案書18ページ、議案資料50ページとなります。

平成21年度は、昨年度に老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行したため、年度おくれの請求による医療費の支払いのみの予算計上となります。従いまして、前年度予算に比べ87.3%減の予算編成となりました。

歳入の主なものとしては、1款支払基金交付金に4,270万9,000円を、2款国庫支出金に2,900万3,000円を、3款県支出金に682万4,000円を、ま

た4款繰入金に1,882万5,000円をそれぞれ計上いたします。

一方の歳出につきましては、1款総務費に1,100万1,000円を、また2款医療諸費に8,536万1,000円を計上いたします。

これにより、歳入歳出予算総額は、それぞれ9,736万6,000円となります。

次に、議案第17号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書19ページ、議案資料51ページとなります。

平成21年度は、後期高齢者医療制度の運営2年目となります。市の事務である後期高齢者医療保険料の徴収と窓口事務等の予算を計上いたしました。

歳入の主なものとしては、1款後期高齢者医療保険料に5億7,325万円を、3款繰入金には1億4,768万4,000円を計上いたします。

また、歳出には、1款総務費に2,187万9,000円を、2款後期高齢者医療広域連合納付金には6億9,705万5,000円をそれぞれ計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比0.1%増の7億2,093万7,000円となります。

次に、議案第18号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

議案書20ページ、議案資料52から53ページとなります。

現在の介護保険事業計画は、団塊の世代がすべて65歳以上の高齢者になる平成27年の高齢者介護のあるべき姿を目指して進められております。

平成21年度予算は、これらを踏まえた平成21年度から平成23年度までの第4期計画に基づき、介護保険事業運営を円滑に行うための予算を計上するものであります。

歳入の主なものは、1款保険料に65歳以上の高齢者からの第1号被保険者保険料10億4,098万円

を計上し、4款支払基金交付金には、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料15億6,721万4,000円を計上いたします。

公費負担分としては、3款国庫支出金に11億8,047万8,000円、5款県支出金に7億8,131万5,000円を計上し、7款繰入金には、介護給付費及び事務費等に対する一般会計からの繰り入れ分、財政調整基金からの繰り入れ分のほか、介護報酬引き上げに伴う保険料上昇分を軽減するため、国による臨時特例交付金で設置した介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れ分を合わせ、9億1,998万8,000円を計上するものであります。

一方、歳出の主なもの、1款総務費に職員人件費や保険料賦課徴収費、要介護認定に要する費用等1億6,150万1,000円を計上し、2款保険給付費には51億6,932万2,000円を計上いたします。

また、3款地域支援事業費には、高齢者が要介護状態にならないよう予防する各種介護予防事業や地域介護の拠点として高齢者を総合的に支援する地域包括支援センターの運営に要する費用など、1億5,498万円を計上するものであります。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比12.7%増の54億9,087万3,000円となります。

次に、議案第19号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

議案書21ページ、議案資料54から57ページとなります。

本会計は、那須塩原市総合計画に基づく実施計画に計上された事業を重点的に実施し、事業の効率化を目指して平成21年度予算を編成したものであります。

まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、受益者負担金賦課面積が減ったため対前年度で308万6,000円減額の3,185万円とし、2款使用料及び手数料では、那須ガーデンアウトレ

ットや黒磯板室インターチェンジ、黒磯パーキングエリアなどの接続により1,665万6,000円の増額を見込み、8億8,274万5,000円を計上いたします。

3款国庫支出金は、管渠整備や水処理センター更新工事補助で1億9,660万円を計上いたします。

また、5款繰越金は昨年度と同額とし、6款諸収入は214万2,000円を計上いたします。

さらに、7款市債では、繰上償還の最終年度となり、償還額の減に伴い借入額が減少するため、対前年度で18億5,950万円減の7億7,740万円を計上いたします。

このほか4款繰入金におきましては、歳入歳出の均衡を図るため、16億6,243万6,000円を計上したものであります。

一方、歳出につきましては、1款下水道管理費で、総務管理費、人件費の削減等により対前年度で1,757万8,000円の減額、施設管理費で水処理センター維持管理の効率化を図るため、塩原水処理センターのオキシレーションディッチ設備更新工事で5,133万1,000円を増額し、差し引きで3,375万3,000円増の5億9,673万7,000円を計上いたします。

また、2款下水道建設費では、新たに生活排水処理構想の見直しと下水道全体計画の見直しのための費用を計上し、汚水管渠整備では主に上厚崎、下厚崎、下豊浦、鍋掛、東三島、二つ室などの面整備を、雨水では西那須野地区市街地の浸水対策事業における下永田地内の幹線整備を進めるため、対前年度で2,986万2,000円増の5億1,810万5,000円を計上いたします。

このほか3款流域下水道費では、北那須浄化センター施設維持管理・建設負担金として2億2,064万3,000円を計上し、4款公債費では、経営健全化のため高利率の公的資金元金の一括償還を昨年度に引き続き行い、償還額の減及び利子負担

軽減により対前年度で20億4,089万7,000円減の22億1,968万8,000円を計上いたします。

なお、5款予備費は、前年度同額といたしました。

これらにより、歳入歳出総額は、対前年度比35.8%減の35億5,817万3,000円となります。

また、塩原水処理センターのオキシレーションディッチ設備更新工事につきましては、2年間の継続費を設定いたします。

次に、議案第20号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

議案書22ページ、議案資料は58ページとなります。

平成21年度の予算は、通年の維持管理費を計上し、対前年度比16.2%減の歳入歳出それぞれ9,885万1,000円といたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金に139万4,000円、2款使用料及び手数料に2,054万7,000円、4款繰越金に20万円、5款諸収入に1,000円をそれぞれ計上しておりますが、なおも財源が不足することから、3款繰入金に7,670万9,000円を計上いたします。

一方の歳出では、1款管理費の総務管理費で人件費、消費税等で238万8,000円の減、また施設維持管理費で国道400号バイパス污水管敷設がえ工事の終了により2,277万2,000円の減、合わせて2,516万円減の3,056万5,000円を計上いたします。

2款公債費におきましては、元金と利子で対前年度で602万1,000円増の6,778万6,000円を計上し、3款予備費は昨年と同額を計上いたします。

次に、議案第21号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

議案書23ページ、議案資料59ページとなります。

本会計は、那須塩原駅北土地区画整理事業の推進を図るため、事業収入である保留地処分金、一

般会計繰入金及び起債等を財源として事業を実施しております。

平成21年度は、平成16年度から平成19年度までに借り入れた起債の償還を行うものです。

歳入では、1款事業収入で保留地処分金1億3,110万8,000円、2款繰入金で一般会計からの繰入金705万2,000円などを計上いたします。

また、歳出では、1款公債費で起債の元金償還分として1億3,110万9,000円、利子償還分として705万3,000円を計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比57.3%増の1億3,816万2,000円となります。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第22号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第50、議案第22号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 議案第22号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

議案書24ページ、議案資料60ページ。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成21年度の歳出は、2款公債費に2,308万8,000円を計上し、平成13年度に取得した保健福祉施設用地及び平成14年度取得の市道松浦町稲村線用地の償還元金と利子の支払いを行います。

この歳出に対する財源は、全額一般会計からの繰入金となります。

このほか歳入の事業収入と繰越金及び歳出の公共用地先行取得事業費と予備費は、今後の事業実施を考慮し、それぞれ科目存置としたものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第23号及び議案第24号

##### の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第51、議案第23号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計予算及び日程第52、議案第24号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計予算の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第23号及び議案第24号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第23号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計予算について申し上げます。

議案書が25ページ、議案資料は61ページとなります。

平成21年度の本会計の予算は、対前年度比27.2%増の歳入歳出それぞれ1億2,687万円を計

上するものであります。

増額の主な理由は、上・中塩原温泉管理事業の施設改良工事によるものであります。

歳出の主なものは、1款温泉事業管理費において、市営温泉事業、上・中塩原温泉管理事業の施設修繕料、業務委託料、光熱水費等で、対前年度比2.2%減の総額4,147万円を計上するものであります。

また、2款温泉事業建設費については、業務委託料、工事請負費で対前年度比50.7%増の8,440万円を計上するものであります。

一方、歳入の主なものは、2款事業収入の5,278万1,000円、温泉施設整備基金からの繰入金6,555万3,000円等であります。

次に、議案第24号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について申し上げます。

議案書26ページ、議案資料は62ページとなります。

平成21年度は、従来の墓地管理経費に加え、平成20年度から供用を開始した赤田霊園2号墓地の適正管理をするとともに、塩原温泉さくら公園墓地の利用促進を図るための経費を計上いたしました。

歳入については、1款墓地事業収入に墓地使用料2,080万円と墓地管理手数料155万円を見込みました。

なお、墓地使用料は、赤田霊園2号墓地の供用開始に伴い使用許可が前年度に集中したことから、使用申し込み件数の減少を見込み、対前年度比で740万円の減額といたしました。

また、2款繰入金に一般会計繰入金1,822万9,000円を、3款繰越金に40万円を計上いたしました。

歳出では、1款墓地事業費において、赤田霊園の管理経費として133万3,000円、塩原温泉さくら

公園墓地の管理経費として192万7,000円を計上するほか、赤田霊園の使用料が管理経費を上回る額2,029万9,000円を一般会計繰出金として計上し、対前年度比で2,013万3,000円の増額といたしました。

このほか2款公債費では、前年度において赤田霊園2号墓地の造成工事に係る地方債を繰上償還したこともあり、対前年度比で2,956万7,000円減の1,702万1,000円を計上いたしました。

なお、3款予備費は、前年度同額の40万円といたしました。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比18.7%増の4,098万円となります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第25号の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、日程第53、議案第25号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第25号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

議案書27ページ、議案資料63から67ページ。

市水道は、現行の3上水道事業と7簡易水道事業を一つに統合し、平成21年4月1日から新水道事業としてその経営をスタートいたします。

新水道事業は、安心・安全な水の安定供給を続けるため、引き続き老朽施設の計画的更新や配水

施設の整備、緊急時対策事業を進めるとともに、さらなる経営の効率化を図ってまいります。

平成21年度における業務の予定量を、給水戸数4万2,656戸、年間総給水量1,813万4,295<sup>m</sup><sup>3</sup>、1日平均給水量4万9,683<sup>m</sup><sup>3</sup>、主な建設改良事業16億9,791万円と定め、予算を編成したものであります。

収益的収入につきましては、1項営業収益の主なものとして、給水収益で24億1,675万7,000円、その他の営業収益で手数料609万9,000円、水道加入金4,500万3,000円及び消火栓維持管理費負担金等雑収益1,408万4,000円を計上いたします。

2項営業外収益の主なものとして、下水道使用料賦課徴収事務受託料等の雑収益3,381万8,000円を計上し、収入合計では25億4,138万8,000円を計上いたします。

一方、支出においては、1項営業費用の主なものとして、職員給与費2億4,637万6,000円、施設維持管理業務等の委託料1億7,534万7,000円、北那須水道受水費5億9,805万1,000円、配水管等の修繕費1億5,326万7,000円、上下水道料金関係事務業務委託料8,904万円であります。

このほか減価償却費6億7,740万4,000円を計上し、また2項営業外費用として、企業債の支払利息2億3,633万6,000円等を計上し、収益的支出の総額を24億2,090万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、1項企業債として老朽管更新事業、配水池整備事業等で7億1,400万円のほか、3項負担金2億6,027万円、6項補助金として老朽管更新事業に伴う国庫補助金1億7,500万円、7項一般会計補助金3,043万1,000円を計上し、資本的収入の総額を11億7,970万5,000円といたします。

支出につきましては、1項建設改良費として浄水設備費2億4,350万円、配水設備拡張費16億

5,481万1,000円、2項固定資産購入費717万3,000円、3項量水器費として379万6,000円、4項企業債元金等の償還で企業債償還金4億8,352万4,000円を計上し、資本的支出の総額を24億280万4,000円とするものであります。

支出に対して収入が不足する12億2,309万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金により補てんするものであります。

また、2カ年事業となる管路情報システム構築業務につきましては債務負担行為を設定するほか、さらに2カ年事業となる千本松浄水場高区配水池築造工事について継続費を設定いたします。

厳しい財政状況であります。公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安定供給並びに事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。  
議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 議案第41号及び議案第45号

##### の上程、説明

議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第54、議案第41号 財産の無償譲渡について及び日程第55、議案第45号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び議案第45号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第41号及び議案第45号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第41号 財産の無償譲渡について申し上げます。

議案書58ページ、議案資料は96ページとなります。

本案は、財団法人畜産環境整備機構の委託事業により、家畜排せつ物処理施設の実証試験のため整備した施設について、市から施設の設置と実証に協力した畜産農家に無償で譲渡するものであります。

この事業につきましては、自然流下式牛舎から排せつされたスラリーの適正な処理を図るため、平成12年度に簡易低コスト家畜排せつ物処理施設開発普及促進事業で簡易で低コストの2種類の実証施設を設置し、効率的なスラリー処理技術の確立に向け、栃木県地畜産試験場等、県関係機関の協力により、処理性能や悪臭の発生状況、処理スラリーの利用性に関する調査を行い、市内酪農業者に対して情報の提供を行っており、平成15年度に施設の一部を改修を行ってきたところであります。

現在、この家畜排せつ物処理施設の管理は、市と実証協力畜産農家の間で平成18年12月1日から平成21年3月31日までの期間で無償貸与の契約を締結しており、この貸与期間が切れると同時に補助事業による処分制限期間も満了するため、実証に協力した畜産農家に無償で譲渡するものであります。

次に、議案第45号 那須塩原市道路線の認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書63ページ、議案資料100ページから106ページとなります。

本案は、市道を新たに12路線認定いたしたく、



道路法の規定に基づき議会の議決を求めるもの  
あります。

認定いたします12路線の内容は、新南地区から  
下中野地区までの新たに道路を設置するための  
ものが1路線、寄附受け入れ済みの市管理道路を認  
定するものが11路線であります。

この結果、市道路線数は2,419路線となります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、  
ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

#### 散会の宣告

議長（植木弘行君） 以上で本日の議事日程は全  
部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分